

平成25年版

法人税申告書の記載の手引

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

目 次

1	記載の順序	1
2	各表の記載の仕方	2
	別表一(一) 「普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の申告書…	2
	別表二 同族会社等の判定に関する明細書	10
	別表三(一) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	13
	別表四 所得の金額の計算に関する明細書	17
	別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	24
	別表五(一)付表 種類資本金額の計算に関する明細書	31
	別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書	32
	別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書	35
	別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書	40
	別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	43
	別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	49
	別表十一(一の二) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	52
	別表十一(三) 退職給与引当金の益金算入に関する明細書	58
	別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	62
	別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書	66
	別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	69
	別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	79
	別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	83
	別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	87
	別表十六(八) 一括償却資産の損金算入に関する明細書	89
	別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	91
	別表十八 法第七十一条第一項の規定による予定申告書	93

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法	法人税法(昭40法律第34号)
令	法人税法施行令(昭40政令第97号)
規則	法人税法施行規則(昭40大蔵省令第12号)
措置法	租税特別措置法(昭32法律第26号)
措置法令	租税特別措置法施行令(昭32政令第43号)
措置法規則	租税特別措置法施行規則(昭32大蔵省令第15号)
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40大蔵省令第15号)
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平23法律第29号)
新信託法	信託法(平18法律第108号)
中小企業新事業活動促進法	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法律第18号)
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平23法律第70号)

(注) この手引は、平成25年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税申告書別表に対応しています。

1 記 載 の 順 序

申告書用紙（連結中間申告書及び連結確定申告書においてのみ使用されるものを除きます。）の左上部の①から⑥までの表示は次のことを意味しています。

- ①……別表四の「仮計 22」の記載を了する前に記載する表で、その結果を別表四の「加算」又は「減算」の各欄へ移記するものを示します。
- ②……別表四の「仮計 22」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「23」又は「24」の各欄へ移記するものを示します。
- ③……別表四の「仮計 25」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「26」から「33」までの各欄へ移記するものを示します。
- ④……別表四の「合計 34」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「35」又は「36」の各欄へ移記するものを示します。
- ⑤……別表四の「差引計 38」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「39」へ移記するものを示します。
- ⑥……別表四の「総計 40」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「41」から「46」までの各欄へ移記するものを示します。

なお、同じ①と表示されたものの間では特に順序はありませんが、減価償却資産について圧縮記帳の適用を受ける場合には、その圧縮限度超過額は償却費として損金経理をしたものとして取り扱われますので、別表十三(一)～別表十三(十二)の圧縮記帳に関する明細書を別表十六(一)等の償却額の計算に関する明細書より先に記載する必要があります。

2 各表の記載の仕方

別表一(一) 「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の申告書

1 この表の用途

この表は、普通法人、一般社団法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。）及び特定非営利活動法人など措置法令第 27 条の 3 の 2 に規定する法人並びに人格のない社団等が、確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第 67 条の 2 第 1 項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定により承認を受けた医療法人（社会医療法人を除きます。）が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合には、別表一(三)の申告書を使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」及び「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、 正本には必ず代表者が自署押印してください。
「同上が 1 億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人 ② 法第 4 条の 7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人 ③ 相互会社（外国相互会社を含みます。） (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
「同非区分」	別表二の「判定結果 18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「一般社団・財団法人の区分」	一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除きます。）が、法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人に該当する場合には「非営利型法人」を、非営利型法人に該当しない場合には「普通法人」を、それぞれ○で囲んで表示します。	左記の記載要領により「一般社団・財団法人の区分」を表示すべき法人以外の法人は、記載を要しません。
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
翌年以降 送付要否 要 ☐ 否 ☐	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌事業年度以降、申告書用紙（申告書別表一、別表セット、勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書又は会社事業概況書をいいます。）の送付が不要な場合は、「否」欄に○をします。 「送付不要」としている法人が、翌事業年度以降、申告書用紙の送付が必要となった場合は、「要」欄に○をしてください。	「送付不要」としている法人が、翌事業年度以降、「要」欄に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。 別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。 なお、申告書用紙などの各種の様式は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。
適用額明細書 提出の有無 有 ☐ 無 ☐	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項（《適用額明細書の提出義務》）に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」欄に○をしてください。 また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」欄に○をしてください。	適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。 そのため、適用額明細書の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出をお願いします。 なお、国税庁ホームページに「適用額明細書の記載の手引」を掲載していますので、ご覧ください。
税理士法第30条 の書面提出有 ☐ 税理士法第33条 の2の書面提出有 ☐	税理士法第30条（《税務代理の権限の明示》）又は第33条の2（《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》）に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。	
「事業年度分の 申告書」 申告書	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。	この申告が中間申告書である場合には、更に、 「中間申告の場合 平成 年 月 日」 「合の計算期間 平成 年 月 日」 にその計算期間を記載し

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		てください。
「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 5」	次により記載します。 (1) 別表六（二十四）「31」の金額を記載します。 (2) 当期が、法第4条の5第1項《連結納税の承認の取消し》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された日の前日の属する事業年度で、次に掲げる規定の適用により当期の法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載します。 ① 措置法第42条の4第11項《連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額》（平成25年改正法附則第63条《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年改正前の措置法第42条の4の2第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。） ② 措置法第42条の5第5項《連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額》 ③ 措置法第42条の6第5項《連結納税の承認を取り消された場合の中小企業者等の機械等に係る法人税額》 ④ 措置法第42条の9第4項《連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額》 ⑤ 措置法第42条の11第5項《連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額》 ⑥ 措置法第42条の12の3第5項《連結納税の承認を取り消された場合の特定中小企業者等の経営改善設備に係る法人税額》 ⑦ 平成24年改正法附則第22条《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第42条の10第5項《連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等に係る法人税額》 ⑧ 平成23年12月改正法附則第55条《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第42条の5第5項《連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額》 ⑨ 平成23年12月改正前の措置法第42条の7第7項《連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額》 ⑩ 平成22年改正法附則第77条《情報基盤強化設備等	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 22 年改正前の措置法第 42 条の 11 第 5 項《連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額》	
「法人税額計 10」	措置法第 62 条第 1 項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額をこの欄の上段に外書として、記載します。	この場合、「控除税額 12」及び「差引所得に対する法人税額 13」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。
「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する事業年度開始の日から 5 年以内に開始した事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
「差引所得に対する法人税額 13」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
「中間申告分の法人税額 14」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき中間納付額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
「差引確定法人税額 (13)－(14) 中間申告の場合はその税額とし、 マイナスの場合は、(17)へ記入」15」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額 17」に記載します。	
「この申告による還付金額」の各欄	この申告が確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、中間納付額の還付金額又は欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額 15」をこの欄の外書に移記します。	措置法第 66 条の 13 第 1 項各号《中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、解散（適格合併による解散を除きます。）、事業の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。)など措置法第66条の13第1項各号に掲げる法人にあっては、上記のような特別の事実に関係なく法第80条の規定の適用を受けることができます。
「(1)の金額又は 800 万円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額 30」から「所得金額(1)32」までの各欄	当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の普通法人、資本若しくは出資を有しない普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等の場合に記載します。 ただし、普通法人が当期末において次に掲げる法人に該当する場合には、「その他の法人の場合33」に記載します。 (1) 次のいずれかの法人(この表の上段の「非中小法人等」を○で囲んで表示した法人がこれらに該当します。) イ 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。) との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 ② 法第4条の7に規定する受託法人(以下「受託法人」といいます。) ③ 相互会社(外国相互会社を含みます。) ロ 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人 (2) 受託法人 (3) 相互会社(外国相互会社を含みます。)	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人の場合には、「その他の法人の場合33」に記載し、この欄には記載しないでください。
「(1)の金額又は 800 万円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額 30」	分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額 46」	当期にその支払に係る効力が生ずる令第 9 条第 1 項第 8 号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。	
「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当期末の翌日から 1 月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。	平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した場合には記載する必要はありません。
「還付を受けようとする金融機関等」	「計 19」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。	欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「事業年度分の 申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。	
「中間申告分の法人税額 14」	この申告前の確定申告等において中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額を記載します。	
「所得税額等の還付金額 16」 又は「中間納付額 17」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	法第 80 条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額 に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
「法人税額 23」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額から中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
「還付金額 24」	この申告前の申告書の「16」及び「17」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額と「還付金額」の金額との合計額を記載します。	欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」	「15」、「19」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。 この場合、その金額が 100 円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「15」と「23」とがある場合には、「15」の金額から「23」の金額を控除した金額 (2) 「15」と「24」の本書とがある場合には、「15」の金額と「24」の本書の金額との合計額 (3) 「19」の本書と「24」の本書とがある場合には、「24」の本書の金額から「19」の本書の金額を控除した金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」までの外書	各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「18」及び「19」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「24」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「25」には、「24」の外書の金額から「19」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	

〔留意事項〕

(1) 完全支配関係の系統図の添付

当期末において他の法人との間に法第2条第12号の7の6《定義》に規定する完全支配関係がある場合には、完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください。

(2) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2《定義》に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(注) 平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成19年9月30日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項《新法の適用等》の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）

別表二 「同族会社等の判定に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、会社が法第2条第10号《定義》に規定する同族会社（以下「同族会社」といいます。）に該当するかどうか及び法第67条第1項《特定同族会社の特別税率》に規定する特定同族会社（以下「特定同族会社」といいます。）に該当するかどうかを判定する場合に記載します。

なお、この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」の内書	その会社が有する自己の株式の数又は出資の金額がある場合に、その自己の株式の数又は出資の金額を記載します。 この場合において、「株式数等による判定3」及び「株式数等による判定12」の各欄の記載に当たっては、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。	「1」の本書には、その自己の株式の数又は出資の金額を含む発行済株式の総数又は出資の総額を記載することになりますので、御注意ください。
「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」、「議決権の数による判定6」、「(22)の上位1順位の議決権の数13」、「議決権の数による判定14」、「議決権の数20」及び「議決権の数22」	その会社が令第4条第3項第2号イからニまで《同族関係者の範囲》及び第139条の7第3項第2号イからニまで《被支配会社の範囲》に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には記載する必要はありません。 ただし、この場合であっても、議決権を行使することができない株主等有するその議決権（以下「行使不可能議決権」といいます。）に係る株式がある場合には、記載する必要がありますので、御注意ください。	
「期末現在の議決権の総数4」の内書	その会社が発行している株式に行使不可能議決権に係る株式がある場合に、その行使不可能議決権の数を記載します。 この場合において、次の各欄はそれぞれ次により記載します。 (1) 「議決権の数による判定6」及び「議決権の数による判定14」の各欄 「4」で内書きした数を分母の数から控除して計算します。 (2) 「議決権の数20」及び「議決権の数22」の各欄 行使不可能議決権の数を控除して記載します。	「4」の本書には、その行使不可能議決権の数を含み議決権の総数を記載することになりますので、御注意ください。
「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権5」及び「議決権の数による判定6」	その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。	その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「特定同族会社の判定」の各欄	次のいずれかに該当する場合には記載する必要はありません。 (1) 当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合（法第66条第6項第2号又は第3号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に掲げる法人に該当する場合を除きます。） (2) 清算中である場合	
「(22)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定14」	その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき数及び判定割合は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の数及び判定割合を記載します。 この場合において、同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容と特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容とが異なるときは、その特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の数（行使不可能議決権の数を除きます。）を「議決権の数22」の上段に外書として記載し、「(22)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定 $\frac{(13)}{(4)}$ 14」の各欄は、それぞれ「(22の外書)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定 $\frac{(13)}{(22の外書の合計)}$ 14」として記載します。	その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「期末現在の社員の総数7」、「社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数8」、「社員の数による判定9」、「(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数15」及び「社員の数による判定16」	その会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。 ただし、「株式数等による判定3」若しくは「議決権の数による判定6」のうちいずれかの判定により同族会社に該当する場合又は「株式数等による判定12」若しくは「議決権の数による判定14」のうちいずれかの判定により特定同族会社に該当する場合には、「7」から「9」まで又は「15」及び「16」の各欄は記載する必要はありません。	
「期末現在の社員の総数7」、「社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数8」及び「(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数15」	持分会社である会社の社員の総数及び数を記載します。 ただし、その持分会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合には、その業務執行社員の総数及び数を記載します。	業務執行社員に該当する者については、「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の「氏名又は法人名」にその旨を記載します。
「判定結果18」	該当するものを○で囲んで表示します。	判定は、次のようになります。 (1) 「特定同族会社の判定割合17」が50%超……特定同族会社 (2) 「特定同族会社の判定割合17」が50%以下（記載する必要がない場合を含みます。）で「同族会

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		社の判定割合 10」が 50%超……同族会社 (3) 「同族会社の判定割合 10」が 50%以下……非同族会社
「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の各欄	その会社の株主（又は社員）の 1 人及びその同族関係者（以下「株主グループ」といいます。）の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いものから順次記載しますが、「その他の株主等」の「株式数又は出資の金額 21」又は「議決権の数 22」に記載された株主グループが 3 つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。 なお、その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主（社員）に含まれません。	筆頭株主が非同族会社である場合にも 1 グループとして記載します。
「被支配会社でない法人株主等」の各欄	「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」に記載された株主（又は社員）が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合（被支配会社に該当し、かつ、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であること及び清算中であることにより特定同族会社に該当しないこととされる場合を除きます。）に、その株主（又は社員）が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。	
「議決権の数 20」及び「議決権の数 22」	個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権（以下「同意議決権」といいます。）について、令第 4 条第 6 項又は第 139 条の 7 第 6 項の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。 (1) 同意議決権を有する者 「議決権の数」に、その同意議決権の数を△印を付けて外書として「外同意△××」のように記載します。 (2) 同意を受けている者 「議決権の数」に、その同意議決権の数を外書として「外同意××」のように記載します。	左記(2)で外書きした同意議決権の数については、「20」と(2)の上位 3 順位の議決権の数 5」又は「(2)の上位 1 順位の議決権の数 13」への株主グループが有する「議決権の数」の移記に当たっては、本書に加算した上で記載します。

3 根拠条文

法 20、67、令 4、139 の 7

別表三（一）「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第67条第1項《特定同族会社の特別税率》の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

ただし、次の(1)に掲げる特定同族会社が、次の(2)に掲げる事業年度において、次の(3)に掲げる書類を確定申告書に添付した場合には、法第67条第1項の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

(1) 法人	(2) 事業年度	(3) 添付書類
平成20年改正前の措置法第68条の2第1項《経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用》に規定する青色申告書を提出する特定同族会社で平成20年4月30日前に中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度	① 中小企業新事業活動促進法に規定する行政庁が承認をした旨を証する書類 ② 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 承認経営革新計画の計画書の写し

(注)1 上記(3)に掲げる書類については、平成20年改正前の措置法第68条の2第1項《経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用》の規定に係る「経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

2 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金の額又は出資の総額の法人及び次に掲げる従業員数（常時使用する従業員の数をいいます。）の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業 種	資 本 金 の 額 又は出資の総額	従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでの業種を除きます。）	3億円以下	300人以下
ロ 卸売業	1億円以下	100人以下
ハ サービス業（ヘ及びトの業種を除きます。）	5,000万円以下	100人以下
ニ 小売業	5,000万円以下	50人以下
ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）	3億円以下	900人以下
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
ト 旅館業	5,000万円以下	200人以下

なお、当期の所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の所得の金額が0となる場合であっても、当期の留保金額について法第67条の規定による特定同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡損失額（法第67③）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第139条の9《他の連結法人から受ける配当等の額》の配当等の額に係る金額を除きます。）（法第67③）
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（法第67③）

- ④ 受贈益の益金不算入額（法 67③）
- ⑤ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。）の益金不算入額及び益金不算入
 附帯税（利子税を除きます。）の受取額（法 67③）
- ⑥ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額（法 67③）
- ⑦ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法 67③）
- ⑧ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法 59④）
- ⑨ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（措置法 59 の 2 ⑥）
- ⑩ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額（措置法 60⑤）
- ⑪ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額（措置法 60 の 2 ⑤）
- ⑫ 認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額（措置法 61⑤）
- ⑬ 収用換地等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 2 ⑨）
- ⑭ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 3 ⑦、65 の 4 ④、65 の 5 ③、65 の 5 の
 2 ⑤）
- ⑮ 超過利子額の損金算入額（措置法令 39 の 13 の 3⑥）
- ⑯ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（措置法 66 の 8 ⑯、⑰、
 66 の 9 の 4⑬、⑭）
- ⑰ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（措置法 67 の 3 ⑦）
- ⑱ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に
 支払われない金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7 ②）

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「留保所得金額（別表四「48 の②」＋連結法人間配当等 の当期支払額－連結法人間 配当等の当期受取額） 1」	別表四「48 の②」の金額に、配当等の支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。）にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第 139 条の 8 第 1 項《留保金額から控除する金額等》に規定する配当等の額（当期が平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合には、適格現物分配に係るものを含みます。）を加算し、その支払に係る基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る同項に規定する配当等の額を減算した金額を記載します。 なお、法第 62 条の 5 第 4 項《適格現物分配に係る益金不算入額》の規定の適用がある場合には、別表四「17」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。	この場合には、「8」の記載に当たっては、その内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。
「当期末配当等の額 3」	剰余金の配当又は利益の配当（その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当該事業年度終了の日の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。）により減少する法第 2 条第 18 号に規定する利益積立金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税額及び復興特別法人税額 4」	別表一(一)の「差引法人税額 4」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 5」＋「同上に対する税額 7」＋「法人税額計 10」の外書－「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」－「控除税額の計算」の「計 43」＋復興特別法人税申告書別表一の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 4」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるときは、0と記載します。	
「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄	別表一(一)「5」の金額から、措置法第42条の4第11項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)(平成25年改正法附則第63条(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年改正前の措置法第42条の4の2第7項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用がある場合には措置法第68条の9第1項から第3項まで(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)又は同法第68条の9の2第1項(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えられた同法第68条の9第1項から第3項までの規定に係る部分の金額を、同法第42条の11第5項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、それぞれ控除して計算した金額を記載します。	
「住民税額((5)又は(6))×20.7% 7」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人である場合 (5)又は(6) ×20.7% (2) その他の法人である場合 (5)又は(6) ×20.7%	均等割額を加算する必要はありません。
「適格合併等により増加した利益積立金額 12」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した利益積立金額 13」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した利益積立金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「積立金基準額 15」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末利益積立金額 14」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の 25%相当額 10」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「10」の金額が 25,000,000 円、「14」の金額が △5,000,000 円である場合には、25,000,000 円と 5,000,000 円との合計額 30,000,000 円を「15」に記載します。
「定額基準額 2,000 万円 × $\frac{16}{12}$ 」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「19」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額）22」	別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 19」の金額並びに法第 26 条第 4 項に規定する附帯税（利子税を除きます。）の負担額として内国法人（連結親法人）が受け取る金額及び同条第 5 項に規定する他の内国法人（連結法人）が附帯税（利子税を除きます。）の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。	法第 26 条第 4 項に規定する法人税の負担額として内国法人（連結親法人）に帰せられる金額及び同条第 5 項に規定する法人税の減少額として他の内国法人（連結法人）に帰せられる金額は、含まれません。
「課税留保金額」の「40」及び「41」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額（（39）－（40））又は（1 億円 × $\frac{\quad}{12}$ －（40））のいずれか少ない金額）41」	「課税留保金額 39」の金額が年 3,000 万円相当額を超える場合に、年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額 39」で切り捨てた 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3 根拠条文

法 67、令 139 の 7～140、平成 20 年改正前の措置法 68 の 2、平成 20 年改正前の措置法規則 22 の 19 の 3

別表四 「所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、損益計算書に掲げた当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

(注) 沖縄の認定法人の所得の特別控除など特殊な事項のない法人については、この明細書について「簡易様式」を作成してありますから、御利用ください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「総額①」	損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を記載します。この場合、当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額のうち前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「社外流出③」	「配当」は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第8号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額並びに当期に生じた同項第11号及び第12号に掲げる金額の合計額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「留保②」	「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。	「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。
「損金経理をした法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。） 2」	別表五(二)の「計 5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の法人税額の合計額を記載します。	(1) その記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。 (注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却をした事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。 イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算
「損金経理をした道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税 3」	別表五(二)の「6」、「7」、「中間 9」及び「計 16」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金経理をした道府県民税利子割額 4」	別表五(二)の「利子割 8」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金経理をした納税充当金 5」	別表五(二)の「損金経理をした納税充当金 32」の金額を記載します。	
「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税 6」	別表五(二)の「加算税及び加算金 25」から「過怠税 28」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。 ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 27」の「減②」に同額を記載します。 (2) 別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書のある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「役員給与の損金不算入額 8」	法第34条《役員給与の損金不算入》の規定により役員に対して支給する給与のうち損金の額に算入されない金額を記載してください。	
「加算」の「10」以下の空欄	(1) 法人が費用又は損失として経理した金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び当期の所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額で収益として経理しなかったもの等について、その名称及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。 (2) 次に掲げる場合には、それぞれ次により記載します。 ① 措置法第57条の7第1項《関西国際空港用地整備準備金》の適用を受ける場合には、損金経理（法第72条第1項第1号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》）に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下同じです。）の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計13」の「社外流出③」の記載につ

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	② 措置法第 57 条の 7 の 2 第 1 項《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ③ 措置法第 61 条の 2 第 1 項《農業経営基盤強化準備金》の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ④ 措置法第 61 条の 3 第 1 項《農用地等を取得した場合の課税の特例》の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理の方法により減額した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ⑤ 震災特例法第 18 条の 3 第 1 項《再投資等準備金》の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (注) 23 ページに「農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例」を掲載していますので、参考としてください。 (3) 措置法第 66 条の 6 《内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入》若しくは第 66 条の 9 の 2 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入》又は平成 22 年改正前の措置法第 66 条の 6 《内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入》若しくは第 66 条の 9 の 2 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額の益金算入》の規定による益金算入額(別表十七(三)「35」)は、措置法令第 39 条の 20 第 4 項等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。	いては、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。
「納税充当金から支出した事業税等の金額 13」	別表五(二)の「事業税 36」から「39」までの金額の合計額を記載します。	別表五(二)の「損金不算入のもの 38」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「受贈益の益金不算入額 16」	法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第 25 条の 2 第 1 項《受贈益の益金不算入》の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「適格現物分配に係る益金不算入額 17」	適格現物分配による資産の移転を受けたことによって生じた収益の額で、法第 62 条の 5 第 4 項《現物分配による資産の譲渡》の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 18」	法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。 なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 19」	次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているとしないにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及び復興特別所得税額の還付金額 (2) 欠損金の繰戻しによる還付金額 (3) 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額 (4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第 65 条、第 72 条の 45 の 2 又は第 327 条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。)の還付金額 (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 18」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額	前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。 この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。
「減算」の「20」以下の空欄	(1) 法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入すべきもの及び収益として経理した金額で当期の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等について、その名称及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。 (2) 措置法第 65 条の 2 の規定による収用換地等の場合の所得の特別控除額又は措置法第 65 条の 3 から第 65 条の 5 の 2 までの規定による特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額(別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」)は、措置法第 65 条の 2 第 10 項及び措置法令第 39 条の 3 第 7 項等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。 (3) 当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効	税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 関西国際空港用地整備準備金(措置法 57 の 7 ①)、中部国際空港整備準備金(措置法 57 の 7 の 2 ①)、農業経営基盤強化準

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。	備金(措置法 61 の 2 ①)、措置法第 61 条の 3 第 1 項に規定する農用地等の帳簿価額を減額することに代えて積み立てる積立金及び再投資等準備金(震災特例法 18 の 3 ①)として積み立てたものについては、「42」から「46」までの各欄に記載することとなりますので、左記(3)による記載はしないでください。
「合計 34」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 別表十(二)の「7」又は別表十(三)の「7」の記載があり、別表十(五)の「20」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) - (28) - (29) + (30) + (31) + (32) - (33)$ (2) 別表十(二)の「7」又は別表十(三)の「7」の記載があり、別表十(五)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) - (28) - (29) + (30) + (31) + (32) + (33)$ (3) 別表十(二)の「9」又は別表十(三)の「9」の記載があり、別表十(五)の「20」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) - (33)$ (4) 別表十(二)の「9」又は別表十(三)の「9」の記載があり、別表十(五)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)$	
「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 37」	(1) 合併(適格合併を除きます。)により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。 ただし、合併(適格合併を除きます。)により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産(法第 61 条の 13 第 1 項に規定する譲渡損益調整資産をいいます。)の移転をした場合に、譲渡損益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金の額又は益金の額に算入される金額があるときには、その損金の額又は益金の額に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。 (2) 残余財産の全部の分配又は引渡し(適格現物分配を除きます。)により被現物分配法人等に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定の日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。	譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額 47」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合に、法第 62 条の 5 第 5 項の規定により損金の額に算入される事業税の額を記載します。 なお、事業税の額には地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。	平成 22 年 9 月 30 日以前に解散が行われた場合には記載する必要はありません。
「所得金額又は欠損金額 48」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

○ 農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例

《別表七(一)》

欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

控除前所得金額は、農業経営基盤強化準備金の損金算入前の金額により計算します。

控除前所得金額 (別表四「38の①」－(別表七(二)「9」又は「21」))	1	150	円	所得金額控除限度額 (1) × $\frac{80}{100}$ 又は $\frac{100}{100}$	2	120	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額		当期控除額 (当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額)		翌期繰越額 (((3)－(4))又は別表七(三)「15」)	
		3		4		5	
(省 略)							
計		200		120		80	

《別表四》

所得の金額の計算に関する明細書

区 分		総額	処分
		①	②
当期利益又は当期欠損の額	1	100	円
(省 略)			
加算	損金経理をした農業経営基盤強化準備金積立額	10	50
(省 略)			
仮 計 (1) + (11) - (21)		22	150
(省 略)			
差 引 計 ((34)から(37)までの計)		38	150
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+ (別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)		39	△ 120
総 計 (38) + (39)		40	30
(省 略)			
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)		42	△ 30
(省 略)			
所得金額又は欠損金額		48	0

別表十二(十三)「5」の金額を「総額①」及び「留保②」に移記します。

《別表十二(十三)》

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額	4	50
(4)の内訳		
(4)のうち損金経理による積立額	5	50
(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	0
積立限度額の計算		
(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	50
所得基準額 (別表四「40の①」－「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－「35の①」)	8	30
積立限度額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9	30
当期積立額のうち損金算入額 ((4)と(9)のうち少ない金額)	10	30

所得基準額は、欠損金控除後の金額により計算します。

別表五(一) 「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

1 利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号及び令第9条《利益積立金額》に規定する利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「 積立金2 」以下の空欄	「利益準備金1」以外の利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。	
「 期首現在利益積立金額① 」	原則として、前期分のこの明細書の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」の記載は必要ありません。
「 当期の増減 」	原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」に記載した「仮払税金（仮払法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額）」については「増③」に△印を付けて記載します。 なお、次のような場合には、別表四と関係なく次により記載します。 (1) 納税充当金を取り崩して、法人税及び復興特別法人税（利子税、延滞税を除きます。）、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金27」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税及び未納復興特別法人税28」、「未納道府県民税29」又は「未納市町村民税30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。 (2) 当期の中間納付額として納付すべき法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「当期発生税額②」の「3」、「9」及び「14」の金額を「未納法人税等28～30」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。 (3) 当期中に支払を受ける利子等(当期末までにその利払期の到来しているものに限り)に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「利子割8」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税29」の「増③」の「中間」に記載します。 (4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当(資本剰	(1) 別表四の「加算」の「損金経理をした法人税及び未納復興特別法人税(附帯税を除く。)2」、「損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税3」及び「損金経理をした道府県民税利子割額4」の「留保②」の金額については、「未納法人税及び未納復興特別法人税28」、「未納道府県民税29」及び「未納市町村民税30」の「減②」にそれぞれ記載します。 (2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」又は「42」から「46」までの各欄に記載した金額を「当期の増

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金 26」の「増③」の金額に含まれることになります。 なお、この場合に会社法第 445 条第 4 項の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金 1」の「増③」に記載します。 (5) 平成 22 年 10 月 1 日以後に適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある被合併法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第 9 条第 1 項第 1 号ルに規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。 (6) 適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第 9 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する金額を「増③」に記載します。 (7) 法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「〇〇株式(寄附修正)」などと表示した上で、令第 9 条第 1 項第 7 号に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。 (8) 適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、令第 9 条第 1 項第 10 号に規定する金額を「減②」に記載します。 (9) 資本の払戻し等及び自己株式の取得等により払い戻した利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。 (10) 減価償却資産につき減価償却超過額(法第 31 条第 4 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。)がある場合において、その減価償却資産につき令第 48 条第 5 項第 3 号ハ《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額(その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額)とのいずれか少ない金額を、「区分」に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。 (注) (5)から(8)までの場合には、それぞれに従って記載した金額が、この表の左余白に記載された検算式と不符となります。	減」の「増③」に△印を付して記載します。 また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」又は「42」から「46」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。) (3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金 26」の「減②」の金額に含まれることになります。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「繰越損益金 26」	「期首現在利益積立金額①」には、利益剰余金の当期首残高（マイナスの場合は△印を付してください。）を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を 0 とし、改めて利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。 「増③」は、当期以前の各事業年度又は各連結事業年度（法第 64 条の 4 第 1 項《公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算》の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合には、「差引合計額 31」の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「繰越損益金（損は赤） 26」から減算して計算します。 (1) 公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと 当該資産の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額 (2) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと（法第 64 条の 4 第 1 項の規定の適用があったものを除きます。） その該当することとなった時（(2)において「移行時」といいます。）において有する資産（その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額から当該移行時において有する負債（その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額 (3) 当該法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併（法人が当該適格合併の時において資本又は出資を有する法人であった場合には、当該適格合併に係る被合併法人の全てが資本又は出資を有しない法人であったものに限ります。）により資産及び負債（法人が当該適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限ります。）の引継ぎを受けたこと（法第 64 条の 4 第 2 項の規定の適用があったものを除きます。） 当該資産の令第 123 条の 3 第 3 項《適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等》に規定する帳簿価額から当該負債の同項に規定する帳簿価額及び当該適格合併に係る令第 9 条第 1 項第 2 号《利益積立金額》に掲げる金額の合計額を減算した金額 (4) 法第 64 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用があったこと（令第 131 条の 5 第 1 項第 3 号又は第 4 号《累積所得金額から控除する金額等の計算》に掲げる場合に	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	該当するものに限ります。)又は法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第8項の規定の適用があったこと 当期末における同条第7項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額	
「未納法人税及び未納復興特別法人税（附帯税を除く。）28」	所得に対する法人税（連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び特定同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。）の本税及び復興特別法人税の本税の額を記載します。	
「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄	この申告により納付すべき法人税及び復興特別法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」に外書(△印)の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「3」から「25」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額（△印は付けません。）を記載します。

(3) 根拠条文

法28、令9

2 資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第16号及び令第8条(資本金等の額)に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「34」及び「35」の空欄	「資本金又は出資金 32」及び「資本準備金 33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在資本金等の額 ①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在資本金等の額 ④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額 ④」の記載は必要ありません。
「当期の増減」	(1) 令第8条第1項第1号から第12号までに掲げる金額を「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 株式(出資を含みます。)の発行又は自己の株式の譲渡をした場合(令第8条第1項第1号イからリまでに掲げる場合を除きます。)に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額からその発行により増加した資本金の額又は出資金の額(法人の設立による株式の発行にあっては、その設立の時点における資本金の額又は出資金の額)を減算した金額 ② 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額(法第61条の2第13項に規定する場合に該当する場合における新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額)並びにその直前の新株予約権の帳簿価額に相当する金額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ③ 取得条項付新株予約権(取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。)についての取得事由の発生による取得の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額(新株予約権付社債にあっては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額)に相当する金額からその取得に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ④ 協同組合等及び令第8条第1項第4号イからハまでに掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額 ⑤ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第5号に規定する金額)からその合併	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	による増加資本金額等(同号に規定する金額)と同号イ又はロに規定する金額との合計額を減算した金額(被合併法人の全て又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、0) ⑥ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第6号に規定する金額)からその分割型分割による増加資本金額等(同号に規定する金額)及び法人が有していたその分割型分割(無対価分割に該当する適格分割型分割に限ります。)に係る分割法人の株式に係る分割純資産対応帳簿価額(法第61条の2第4項に規定する金額)を減算した金額 ⑦ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第7号に規定する金額)からその分社型分割による増加資本金額等(同号に規定する金額)を減算した金額 ⑧ 適格現物出資により移転を受けた資産及びその資産と併せて移転を受けた負債の純資産価額(令第8条第1項第8号に規定する金額)から適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑨ 非適格現物出資(法第62条の8第1項の規定の適用を受けるものに限ります。)により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその非適格現物出資の時の価額からその非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑩ 株式交換(適格株式交換に該当しない無対価株式交換を除きます。)により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額(取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額)から株式交換による増加資本金額等(令第8条第1項第10号に規定する金額)を減算した金額 ⑪ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額(取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額)から株式移転の時の資本金の額等(令第8条第1項第11号に規定する金額)を減算した金額 ⑫ 資本金の額又は出資金の額を減少した場合(資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合を除きます。)のその減少した金額に相当する金額 (2) 令第8条第1項第13号から第19号までに掲げる金額を△印を付して「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額 ② 資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合のその有しないこととなった時の直前の資本金等の額(資本金の額又は出資金の額を除きます。)に相当する金額 ③ 分割法人の分割型分割の直前の資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算した金額(令第8条第1項第	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	15号に規定する金額) ④ 資本の払戻し等(資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。)に係る減資資本金額(令第8条第1項第16号に規定する金額) ⑤ 自己株式の取得等をした場合(法第24条第1項第4号から第6号までに掲げる事由により金銭その他の資産を交付した場合)の取得資本金額(令第8条第1項第17号に規定する金額) ⑥ 自己の株式の取得(適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、上記⑤の自己株式の取得等及び法第61条の2第13項第1号から第3号までに掲げる株式のこれらの号に定める事由による取得で同項に規定する場合に該当するものを除きます。)の対価の額に相当する金額(令第8条第1項第18号イ又はロに掲げる事由による取得にあつてはこれらに定める金額) ⑦ その法人(内国法人に限ります。)がみなし配当事由(法第61条の2第2項の規定の適用がある合併及び金銭等不交付分割型分割を除きます。以下⑦において同じです。)によりその法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭その他の資産の交付を受けた場合又はみなし配当事由により法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式を有しないこととなった場合(他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含みます。)において、そのみなし配当事由に係る剰余金の配当等とみなされる金額とそのみなし配当事由(その残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含みます。)に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額(譲渡原価の額)との合計額からその交付を受けた金銭の額及び資産の価額(適格現物分配に係る資産にあつては、令第123条の6第1項の規定により資産の取得価額とされる金額)の合計額を減算した金額に相当する金額(そのみなし配当事由が合併(適格合併を除きます。)である場合のその合併法人にあつては、0)	

(3) 根拠条文

法2十六、令8

別表五(一)付表 「種類資本金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、二以上の種類の株式又は出資を発行している法人が令第8条第2項(資本金等の額)に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「株式の種類」	法人が発行している株式又は出資の種類を記載します。	
「期首現在種類資本金額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在種類資本金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。	
「当期の増減」	別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の「当期の増減」の記載の仕方に準じて記載します。	種類資本金額が増加又は減少をする事由が生じた場合に記載します。
「備考」	種類資本金額に変動があった場合には、その変動があった種類の株式又は出資の名称、変動した事由、その事由ごとの変動した金額(その種類の株式又は出資の数に変動があった場合には、その変動した数を含みます。)その他参考となるべき事項を記載します。	

3 根拠条文

法2十六、令8①十七ロ、②～⑦

別表五(二) 「租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税及び復興特別法人税」の各欄	各欄共通	各欄は、法人税及び復興特別法人税の基本税額（別表一（一）の「差引所得に対する法人税額 13」及び復興特別法人税申告書別表一の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 4」に相当する税額）を記載し、法人税及び復興特別法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 21」、「加算税及び加算金 25」及び「延滞税 26」の該当欄に記載します。 なお、当期に連結法人税個別帰属額又は連結復興特別法人税個別帰属額の受払いがある場合には、その受払いをした金額を「法人税及び復興特別法人税」の各欄に記載します。	
	「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、前期分のこの明細書の「⑥」の「中間 3」の金額と「確定 4」の金額との合計額になります。	前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の法人税額を基礎として記載します。
	「当期発生税額②」の「中間 3」及び「確定 4」	(1) 「中間 3」には、当期の中間分の税額を記載します。 (2) 「確定 4」には、別表一（一）の「差引確定法人税額 15」の金額と復興特別法人税申告書別表一の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 4」の金額との合計額を記載します。	中間分の法人税額が確定分の法人税額及び復興特別法人税額を超える場合には、「確定 4」には、その超える金額を△印を付して記載します。
	「当期中の納付税額」の各欄	「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した法人税額及び復興特別法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。この外書の金額は、「⑥」に移記する必要はありません。	外書の金額は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五（一）の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合、「⑤」の外書の金額は、別表四の「加算」の空欄にも記載することとなります。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
	「期末現在未納税額⑥」	「確定4」に記載することとなる金額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き（△印を付けます。）します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし（△印を付けます。）、「確定4」の「②」の金額と本書きした金額との差額を外書き（△印を付けます。）します。	この外書の金額は、別表五(一)の空欄に「未収還付法人税」等と記載の上「当期の増減」の「増③」に記載します。
	「計5」	「当期中の納付税額」の各欄の金額を合計した金額は、別表五(一)の「未納法人税及び未納復興特別法人税（附帯税を除く。）28」の「減②」の金額と符合します。	
「道府県民税」の各欄	各欄共通	原則として「法人税及び復興特別法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額（均等割額を含みます。）及び道府県民税利子割額のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
	「期首現在未納税額①」の「6」及び「7」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
	「当期発生税額②」の「利子割8」、「中間9」及び「確定10」	(1) 「利子割8」には、当期中に支払を受ける利子等（当期末までに、その利払期の到来しているものに限り。）に係る道府県民税利子割額を記載します。 (2) 「中間9」及び「確定10」には、その事業年度の法人税を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄		「法人税及び復興特別法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「事業税」の各欄	「17」から「19」までの各欄	「道府県民税」の「6」、「7」及び「9」の記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「18」の「②」に記載します。 なお、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額は、事業税の額に含めて記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前期までに既に損金の額に算入された事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税の額に相当する金額については、別表四の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
	「仮払経理による納付④」	別表四の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。	
	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四で加算することになります。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「その他」の各欄	「当期中の納付税額」の各欄	「法人税及び復興特別法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「21」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
	「延滞金（延納に係るもの）22」	地方税法第 65 条、第 72 条の 45 の 2 及び第 327 条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金（延納分を除く。）27」に記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「33」	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税」等と記載します。	「33」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五（一）の「納税充当金 27」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四には関係させません。
	「損金算入のもの 37」	「利子税 21」から「24」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「損金不算入のもの 38」	「加算税及び加算金 25」から「30」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「39」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等 35」から「損金不算入のもの 38」まで及び「仮払税金消却 40」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「仮払税金消却 40」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五（一）において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 27」の「減②」に同額を記載します。

別表六(一) 「所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について課された所得税の額について、法第 68 条第 1 項《所得税額の控除》の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」（「7」以下）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「6」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「公社債の利子等 2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配 4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第 67 条の 6 に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他 5」	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	この内訳は、下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額（所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその支払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。以下同じです。）を記載します。	
「①について課される所得税額②」の各欄	当期中に支払を受ける金額について課される所得税の額を記載します。 「公社債の利子等 2」から「その他 5」までの各欄の記載に当たっては、「8」、「14」又は「21」の各欄の合計額を対応する欄に記載します。 平成 25 年 1 月 1 日以後については、所得税を徴収する際に復興特別所得税を併せて徴収することとされていますので、これらの額のうち所得税の額のみを記載します。 所得税と復興特別所得税が併せて課されている場合で、これらの金額が区分されていないときには、例えば、次の方法（復興特別所得税に関する政令第 4 条第 2 項及び第 3	復興特別所得税の額は、復興特別法人税申告書別表二の「①について課される復興特別所得税額②」に記載します。 所得税及び復興特別所得税のあん分計算は、原則として支払を受けるご

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	項に定める方法) など合理的な方法により、所得税の額と復興特別所得税の額とを区分し、区分された所得税の額のみを記載します。 ① 所得税及び復興特別所得税の合計額の $\frac{2.1}{102.1}$ に相当する金額の 50 銭以下を切り捨て、50 銭超を切り上げた金額を復興特別所得税の額とします。 ② 所得税及び復興特別所得税の合計額から①により計算した復興特別所得税の額を控除した金額を所得税の額とします。 (注) 38 ページに「復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例」を掲載していますので、参考としてください。	とに行うこととなりますが、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1」に係るものについては、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものにつき期末に一括してあん分計算を行っても差し支えありません。
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1」及び「その他 5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「公社債の利子等 2」、「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配（みなし配当等を除く。） 3」及び「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配 4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間（以下「元本の所有期間」といいます。）に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	
「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄	元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、令第 140 条の 2 第 2 項《種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法》の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第 3 項《元本の増加分について所得税額の 2 分の 1 を控除する簡便計算法》の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。	銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②株式及び出資又は③集団投資信託の受益権の 3 グループに区分し、さらにその元本をその利子配当等の計算の基礎となった期間が 1 年を超えるものと 1 年以下のものに区分し、その区分に属する元本のすべてについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。 なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「所得税額 8」、「所得税額 14」及び「控除を受ける所得税額 21」の各欄	「①について課される所得税額②」の各欄の記載に準じて記載します。 (注) 38 ページに「復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例」を掲載していますので、参考としてください。	銘柄別簡便法による場合にあっては、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものにつき「銘柄別簡便法による場合」に記載した銘柄ごと一括して所得税及び復興特別所得税のあん分計算を行っても差し支えありません。
「利子配当等の計算期間 9」及び「(9)のうち元本所有期間 10」	利子配当等が剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「配当等」といいます。）である場合には、その配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「利子配当等の計算期間 9」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。 なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割合 11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。	
「利子配当等の計算期末の所有元本数等 15」及び「利子配当等の計算期首の所有元本数等 16」	公社債については所有元本の額面金額により、口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「 $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12 ¹⁷ 」	次の場合に応じ、次により記載します。 (1) 利子配当等の計算期間が 1 年以下であるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12 (2) 利子配当等の計算期間が 1 年を超えるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12	
「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	「その他 5」に記載した給付補填金等についてその内訳を記載します。この場合、「控除を受ける所得税額 21」は、その収入金額について源泉徴収された所得税の額を記載し、また、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

4 根拠条文

法 68、令 140 の 2、措置法 41 の 9 ④、41 の 12 ④、措置法令 26 の 10 ③、26 の 11、措置法規則 19 の 4 ②、③

○ 復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例

【設例】当期（平25. 4. 1～平26. 3. 31）に支払を受けるべき利子・配当等は、次のとおりです。

名称・銘柄等	利子等の金額	支払を受けることとなる日	源泉所得税額等
A預金（A ₁ ）	2,150円	平25. 8. 19	329円
A預金（A ₂ ）	3,050円	平26. 2. 24	467円

名称・銘柄等	配当等の金額	配当等の効力発生日	源泉所得税額等
B株式	30,000円	平25. 9. 26	2,144円

（注）元本の所有期間に対応する部分の額については、「個別法」により計算することとします。

《所得税額及び復興特別所得税額のあん分計算》

上記設例の利子・配当等について、所得税額の控除及び復興特別所得税額の控除を受ける場合には、次のように所得税額及び復興特別所得税額を計算します。

(1) A預金

イ A₁の利子は、源泉所得税額等に復興特別所得税額が含まれていますので、次のとおり復興特別所得税額と所得税額にあん分します。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 329 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \div 6.76 \text{ 円} \rightarrow \boxed{7 \text{ 円}} \text{ ㉑}$$

（1円未満の端数が50銭超のため、切上げ。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 329 \text{ 円} - 7 \text{ 円} = \boxed{322 \text{ 円}} \text{ ㉒}$$

ロ A₂の利子は、源泉所得税額等に復興特別所得税額が含まれていますので、次のとおり復興特別所得税額と所得税額にあん分します。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 467 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \div 9.60 \text{ 円} \rightarrow \boxed{10 \text{ 円}} \text{ ㉓}$$

（1円未満の端数が50銭超のため、切上げ。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 467 \text{ 円} - 10 \text{ 円} = \boxed{457 \text{ 円}} \text{ ㉔}$$

【申告書への記載】

A₁の利子に係る所得税額 322円（㉒）とA₂の利子に係る所得税額 457円（㉔）との合計額 779円を、法人税申告書別表六（一）の「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の「②」欄に記載します。

A₁の利子に係る復興特別所得税額 7円（㉑）とA₂の利子に係る復興特別所得税額 10円（㉓）との合計額 17円を、復興特別法人税申告書別表二の「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の「②」欄に記載します。

(2) B株式

B株式の配当は、源泉所得税額等に復興特別所得税額が含まれていますので、次のとおり復興特別所得税額と所得税額にあん分します。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 2,144 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \div 44.09 \text{ 円} \rightarrow \boxed{44 \text{ 円}} \text{ ㉕}$$

（1円未満の端数が50銭以下のため、切捨て。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 2,144 \text{ 円} - 44 \text{ 円} = \boxed{2,100 \text{ 円}} \text{ ㉖}$$

【申告書への記載】

B株式の配当に係る所得税額 2,100円（㉖）を、法人税申告書別表六（一）の「個別法による場合」の「所得税額8」欄に記載し、同額を「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配3」の「②」欄に記載します。

B株式の配当に係る復興特別所得税額 44円（㉕）を、復興特別法人税申告書別表二の「個別法による場合」の「復興特別所得税額8」欄に記載し、同額を「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配3」の「②」欄に記載します。

（注）この計算例においては、復興特別所得税に関する政令第4条第2項及び第3項に定める方法によりあん分計算及び1円未満の端数処理を行っていますが、合理的方法であれば、その他の方法によりあん分計算及び端数処理を行うこととしても差し支えありません。

例えば、当期中に課された源泉所得税額等の合計額について、期末に一括して所得税額と復興特別所得税額にあん分することも認められます。

本設例における、A預金の利子に係る源泉所得税額等の合計額（329円＋467円＝796円）について、期末に一括してあん分する場合には、次のような方法で行います。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 796 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \doteq 16.37 \text{ 円} \rightarrow 16 \text{ 円}$$

（1円未満の端数が50銭以下のため、切捨て。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 796 \text{ 円} - 16 \text{ 円} = 780 \text{ 円}$$

《法人税申告書別表六(一)及び復興特別法人税申告書別表二の記載の仕方》

法人税申告書別表六(一)及び復興特別法人税申告書別表二には、それぞれ次のように記載します。

(1) 法人税申告書別表六(一)

区 分		収 入 金 額		①について課される額	②のうち控除を受ける額		
		①		②	③		
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配		1	5,200 円	㊸+㊹ 779 円	779 円		
(省 略)							
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)		3	30,000	㊺ 2,100	2,100		
(省 略)							
計		6	35,200	2,879	2,879		
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託 (合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算							
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	利子配当等の 計 算 期 間	(9)のうち 元本所有期間	所有期間割合 (10) (9) 〔小数点以下3 位未満切上げ〕	控除を受ける 所 得 税 額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
	B株式	30,000 円	㊻ 2,100 円	12 月	12 月	1.000	2,100 円
	(以 下 省 略)						

(2) 復興特別法人税申告書別表二

区 分		収 入 金 額		①について課される復興特別所得税額	②のうち控除を受ける復興特別所得税額		
		①		②	③		
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配		1	5,200 円	㉖＋㉗ 17 円	17 円		
(省 略)							
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)		3	30,000	㉙ 44	44		
(省 略)							
計		6	35,200	61	61		
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託 (合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける復興特別所得税額の計算							
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	復興特別所得税額	利子配当等の 計 算 期 間	(9)のうち 元本所有期間	所有期間割合 (10) (9)	控除を受ける 復興特別所得税額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
	Ｂ株式	30,000 円	㉙ 44 円	12 月	12 月	1.000	44 円
	(以 下 省 略)						

別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- イ 法人が、当期に欠損金額を生じた場合（青色申告書を提出している場合に限り。）又は青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前9年以内に生じたもの（平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じたものに限り。）について法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合
- ロ 法人が、当期の欠損金額のうちに、棚卸資産、固定資産又は令第114条《固定資産に準ずる繰延資産》に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失金」といいます。）があるときに、当該災害損失金につき翌期以後に法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定による繰越控除制度の適用を受けようとする場合又は当期首前9年以内に生じた災害損失金（平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じたものに限り。）について同条の規定の適用を受ける場合
- ハ 当期首前7年以内に生じた青色欠損金額（平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じたものに限り。）について平成23年12月改正前の法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合
- ニ 当期首前7年以内に生じた災害損失金（平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じたものに限り。）について平成23年12月改正前の法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 所得金額控除限度額 (1) × $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$ 2」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 次の①から⑤までに掲げる法人 (1) × $\frac{\del{80 \text{ 又は } 100}}{100}$ ① 法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人 ② 措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社 ③ 措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人 ④ 措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人 ⑤ 措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人 (2) 上記(1)以外の法人 イ 当期が平成23年12月改正法附則第14条第2項《青色	措置法第67条の14第1項《特定目的会社に係る課税の特例》に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項《投資法人に係る課税の特例》に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項《特定目的信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第4条の7《受託法人等に関するこの法律の適用》に規定する受託法人をいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置》の規定の適用を受ける場合における平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度である場合 (1) × $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$ ロ 当期が上記イ以外の事業年度である場合 (1) × $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$	以下同じです。) 及び措置法第68条の3の3第1項《特定投資信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定投資信託に係る受託法人は①の法人から除きます。
「控除未済欠損金額3」	(1) 上記「1 この明細書の用途」のイ又はロの欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度に生じたもの(欠損金額としてみなされた金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。 (2) 当期が、法第57条第2項の適格合併若しくは法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定若しくは第4項の適格合併等若しくは第58条第2項の適格合併若しくは法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定を行った事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。 (3) 当期が法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合(②に該当する場合を除きます。)には、同項の規定により法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。 (4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額(欠損金額とみなされたものを含みます。)のうち、法第57条第9項若しくは第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。 (5) 当期において法第59条第1項又は第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の規定の適用を受けた場合には、別表七(二)「27」の金額を記載します。	上記「1 この明細書の用途」のハ又はニの欠損金額も、同様に記載します。
「当期控除額4」	古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項															
「当期分」の各欄	各欄共通	当期の別表四の「所得金額又は欠損金額 48」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。 なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうちに災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額 13」の金額を移記します。	この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額 5」の記載は必要ありません。															
	「欠損金の繰戻し額」	「青色欠損金」のうち法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	措置法第 66 条の 13 第 1 項各号《中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、解散（適格合併による解散を除きます。）、事業の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第 80 条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。															
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄	「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。																
	「災害のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日を記載します。																
	「災害により生じた損失の額」の各欄共通	棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。 災害損失のあった資産の種類別の明細書 <table><tr><th rowspan="2">資産の種類</th><th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th><th colspan="4">災害により生じた損失の額</th></tr><tr><th>滅失等による損失</th><th>原状回復の費用</th><th>被害拡大等防止の費用</th><th>計</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額				滅失等による損失	原状回復の費用	被害拡大等防止の費用	計		円	円	円	円	円
資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額																
		滅失等による損失	原状回復の費用	被害拡大等防止の費用	計													
	円	円	円	円	円													

3 根拠条文

法 57、57 の 2、58、80、平成 23 年 12 月改正前の法 57、57 の 2、58、令 114 ～ 116、措置法 66 の 13

別表八(一) 「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が内国法人から受ける配当金等の額について法第 23 条《受取配当等の益金不算入》（措置法第 67 条の 6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》又は第 67 条の 7《損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず「受取配当等の金額の明細」の各欄を記載し、次に負債利子控除の計算を、①令第 22 条第 1 項及び第 2 項《当年度実績による負債利子等の計算》による場合には「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令第 22 条第 5 項《基準年度実績による負債利子等の計算》による場合には「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

(注)1 令第 22 条第 5 項による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。

2 令第 22 条第 5 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日に存する法人について適用がありますが、その法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの（その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの）に限ります。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期に支払う負債利子等の額 3」及び「当期に支払う負債利子等の額 18」	当期に支払う負債利子のほか、令第 21 条《負債の利子に準ずるもの》に掲げるものも含めて記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額 4」	その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。	
「特別利子の額 5」及び「特別利子の額 19」	措置法第 67 条の 7 第 1 項《損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例》に規定する特別利子の額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄	「平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 23」	平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度において支払った負債利子等の額の合計額を記載します。	これらの事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。
	「同上の各事業年度の関係法人株式等に係る負債利子等の額の合計額 24」	「23」に記載した金額のうち、その各事業年度の関係法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき法第 23 条並びに令第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。
	「(23)の各事業年度のその他株式等に係る負債利子等の額の合計額 28」	「23」に記載した金額のうち、その各事業年度の完全子法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	「総資産の帳簿価額 32」	確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 33」	次の(1)から(4)までに掲げる金額（法人が連結法人である場合にあっては(1)から(5)までに掲げる金額）の合計額から(6)に掲げる金額を減算した金額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第 7 条第 2 項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額 (4) その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じです。）に係る評価益等相当額 (5) 法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額 (6) その他有価証券に係る評価損等相当額	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末関係法人株式等の帳簿価額 35」	各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。 なお、この場合の期末関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該事業年度終了の日以前6月以上（当該他の内国法人が当該事業年度終了の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該事業年度終了の日まで）引き続いて有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など、令第22条第3項の規定により関係法人株式等となるものをいいます。	「前期末現在額」には、完全子法人株式等及び関係法人株式等とこれら以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。
「株式及び出資等 36」	各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。 (1) この欄には、期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等の帳簿価額を記載します。 この場合の期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当該事業年度開始の日（当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日）からその終了の日まで継続して完全支配関係があった場合（当該内国法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該事業年度終了の日まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。 (2) 外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等若しくは次に掲げる法人の株式若しくは出資又は当該内国法人の株式若しくは出資を除きます。 イ 資産の流動化に関する法律第2条第3項《定義》に規定する特定目的会社 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項《定義》に規定する投資法人 ハ 措置法第68条の3の2第1項《特定目的信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人 ニ 措置法第68条の3の3第6項《特定投資信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定投資信託に係る同条第1項に規定する受託法人 (3) 措置法第3条の2《内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例》に規定する特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じです。）及び平成19年改正前の措置法第68条	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		の3の4第1項に規定する特定投資信託（同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。以下同じです。）がある場合には、その帳簿価額を含めて記載します。	
	「受益権の帳簿価額× $\frac{50 \text{又は} 25}{100}$ 相当額 37」	各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。 なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益権についてはその帳簿価額の2分の1相当額（ $\frac{50}{100}$ ）により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1相当額（ $\frac{25}{100}$ ）によります。	外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされているものを特定外貨建等証券投資信託といます。
「受取配当等の額の明細」の各欄	「完全子法人株式等」、 「関係法人株式等」又は 「その他株式等」	「受取配当等の額の明細」の各欄に記載する場合の完全子法人株式等又は関係法人株式等とは、次によります。	「その他株式等」には、完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。
		(1) この場合の完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の開始の日から当該計算期間の末日まで継続して当該内国法人とその配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係があった場合（当該内国法人が当該計算期間の途中において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資（その支払を受ける配当等の額が法第24条第1項の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資）をいいます。	左記(1)の計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（次に掲げる場合には、それぞれ次によります。）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。 (1) 当該翌日とその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日の1年前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額が当該1年前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合 当該1年前の日の翌日 (2) その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日前1年以内に設立された他の内国

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額の明細」の各欄	(2) この場合の関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6月以上（当該他の内国法人が当該効力が生ずる日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該効力が生ずる日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第22条の3第1項第2号に掲げるものをいいます。	法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合 当該設立の日 (3) その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式又は出資を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日前1年以内に取得した株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合 当該取得の日
	「受取配当等の額 38」、「受取配当等の額 39」及び「受取配当等の額 43」 当期において内国法人から受けた剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）、利益の配当（分割型分割によるものを除きます。）、剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）若しくは資産の流動化に関する法律第115条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配の額又は公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の収益の分配額（令第19条第1項《証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額》に規定する2分の1（外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については、4分の1）に相当する金額によります。なお、特定株式投資信託にあっては収益の分配額の全額に相当する金額によります。）（以下これらを「受取配当等の額」といいます。）をその内国法人又は銘柄別に、また、「完全子法人株式等」に係る配当等と「関係法人株式等」に係る配当等と「その他株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。	(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける受取配当等の額及び適格現物分配に係る受取配当等の額は配当等の収入金額から除かれます。 (2) 法第24条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額の明細」の各欄	「本店の所在地（証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別）42」及び「受取配当等の額（その収入額× $\frac{100、50 \text{ 又は } 25}{100}$ ）43」	証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。）にあっては、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 特定株式投資信託 「42」に特定株式投信と記載し、「43」には$\frac{100}{100}$に相当する金額を記載します。 (2) 特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託 「42」に外貨建等投信と記載し、「43」には$\frac{25}{100}$に相当する金額を記載します。 (3) 上記(1)及び(2)以外の証券投資信託 「42」にその他投信と記載し、「43」には$\frac{50}{100}$に相当する金額を記載します。	公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託については、記載の必要はありません。
	「左のうち益金の額に算入される金額 40」及び「左のうち益金の額に算入される金額 44」	受取配当等の額（みなし配当の額を除きます。）の元本たる株式等のうちにその配当等の額の支払に係る基準日（信託の収益の分配にあっては、その計算の基礎となった期間の末日）以前1月以内に取得し、かつ、当該基準日後2月以内に譲渡したものがあつた場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、「関係法人株式等」に係る配当等と「その他株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。	同じ銘柄の一部につきその配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したものと当該基準日後2月以内に譲渡したものとがあつた場合には、その該当するものの数は、令第20条《益金に算入される配当等の元本たる株式等》の規定により、その配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したものとそれ以前から所有していたものとが平均的にその末日後2月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。

4 根拠条文

法 23、24、平成 19 年改正前の法 23、平成 19 年改正法附則 1 七ロ、32、34、令 19～23、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 1 三、五、2、8、規則 8 の 4、措置法 67 の 6、67 の 7

別表十一（一）「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 1 項若しくは第 5 項《個別評価金銭債権に係る貸倒引当金》又は平成 23 年 12 月改正法附則第 13 条第 1 項《貸倒引当金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 23 年 12 月改正前の法（以下「旧効力法」といいます。）第 52 条第 1 項若しくは第 5 項《個別評価金銭債権に係る貸倒引当金》の規定の適用を受ける場合に使用します。

（注）1 法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人（同条第 5 項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの）が有する金銭債権のうち令第 96 条第 9 項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの（旧効力法第 52 条第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受けるものを除きます。）及び法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、御注意ください。

2 法第 10 条の 3 第 1 項《課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用》に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第 52 条第 1 項の規定は適用しませんので御注意ください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「住所又は所在地 1」及び「氏名又は名称 2」	債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載します。 この場合において、その債務者が令第 96 条第 1 項第 4 号に規定する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体である場合には、「2」の括弧の中にその別を記載します。	法人の有する金銭債権が法第 52 条第 1 項に規定する「その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの」であるかどうかは、当該金銭債権に係る債務者ごとに判定します。
「個別評価の事由 3」	「令第 96 条第 1 項第 号 該当」の空欄には、個別評価の事由が令第 96 条第 1 項各号のいずれに該当するかを記載します。	
「当期繰入額 5」	当期において損金経理により個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。	この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		金額を含みます。
「個別評価金銭債権の額 6」	繰入限度額の基礎となる金額として法第 52 条第 1 項に規定する個別評価金銭債権の額を記載します。	
「繰入限度額の計算」の「7」から「18」まで及び「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」の「20」から「25」までの各欄	平成 23 年 12 月改正令附則第 5 条第 6 項《貸倒引当金勘定への繰入限度額等に関する経過措置》に規定する経過措置金銭債権については記載しないでください。	
「(6)のうち 5 年以内に弁済される金額 7」	「6」の個別評価金銭債権が令第 96 条第 1 項第 1 号に該当する場合に、その該当することとなった事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過する日までに弁済されることとなっている金額を記載します。	
「(6)のうち取立て等の見込額」の各欄	担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額を記載します。	
「(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額 12」	債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額を記載します。	
「繰入限度額」の各欄	「6」の金銭債権が令第 96 条第 1 項各号のいずれに該当するかに応じ、次の金額を記載します。 (1) 第 1 号、第 2 号に該当する場合「13」の金額 (2) 第 3 号、第 4 号に該当する場合「13」の金額×50%	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れを行う場合には、令第 96 条第 1 項各号に規定する事由が生じていることを証する書類その他の関係書類の保存が必要です。
「経過措置の適用を受ける場合 (14)、(15)、(16)又は(17) × (25%、50%又は 75%) 18」	旧効力法第 52 条第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合においては、次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 (14)、(15)、(16)又は(17) × (25%、50%又は 75%) (2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 (14)、(15)、(16)又は(17) × (25%、50%又は 75%) (3) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 (14)、(15)、(16)又は(17) × (25%、50%又は 75%)	
「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 20」	「6」の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合には、「5」と「14」、「15」、「16」又は「17」のうち少ない金額を記載します。	「計」の金額は、当期又は翌期以後の別表十一（一の二）の「14」に記載する金額の基礎となります。
「(21)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額（前期の(20) 22」	「21」の金銭債権が令第 96 条第 6 項第 2 号イに規定する売掛債権等である場合に、前期のこの明細書の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 20」の金額を記載します。	
「23又は24に金額の記載がある場合の22の金額 25」	「23」又は「24」に金額の記載がある場合の「22」の金額を記載し、「計」には債務者ごとの「25」の金額の合計額を記載します。	「計」の金額は、翌期以後の別表十一（一の二）の「16」に記載する金額の基礎となります。

3 根拠条文

法 52、平成 23 年 12 月改正前の法 52、平成 23 年 12 月改正法附則 13、令 96、平成 23 年 12 月改正前の令 96、規則 25 の 2 ～25 の 4 の 2

別表十一（一の二） 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 2 項若しくは第 6 項《一括評価金銭債権に係る貸倒引当金》若しくは平成 23 年 12 月改正法附則第 13 条第 1 項《貸倒引当金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 23 年 12 月改正前の法（以下「旧効力法」といいます。）第 52 条第 2 項若しくは第 6 項《一括評価金銭債権に係る貸倒引当金》又は措置法第 57 条の 9《中小企業等の貸倒引当金の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

注1 法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人（同条第 6 項の規定を適用する場合にあつては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの）が有する金銭債権のうち令第 96 条第 9 項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの（旧効力法第 52 条第 2 項又は第 6 項の規定の適用を受けるものを除きます。）及び法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、御注意ください。

2 法第 10 条の 3 第 1 項《課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用》に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第 52 条第 2 項の規定は適用しませんので御注意ください。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄（「1」から「20」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期繰入額 1」	当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。	この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項												
「法定の繰入率 5」	分子の空欄には、中小法人が貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率を、措置法令第 33 条の 8 第 4 項各号に規定する法定の繰入率による場合に、その営む主たる事業の区分に応じ、次の数を記載します。 <table><tr><td>事 業</td><td>卸 小 売 及 び 業</td><td>製 造 業</td><td>金 保 融 及 び 業</td><td>割 小 賦 売 販 業 売 等</td><td>そ 事 の 他 の 業</td></tr><tr><td>分子の数</td><td>10</td><td>8</td><td>3</td><td>13</td><td>6</td></tr></table>	事 業	卸 小 売 及 び 業	製 造 業	金 保 融 及 び 業	割 小 賦 売 販 業 売 等	そ 事 の 他 の 業	分子の数	10	8	3	13	6	「中小法人」とは、「当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人、当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人で資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人による完全支配関係があるものなど法第 66 条第 6 項第 2 号又は第 3 号に掲げる法人、法第 4 条の 7 に規定する受託法人及び相互会社(外国相互会社を含みます。)」以外の法人をいいます。 「卸売及び小売業」には、飲食店業及び料理店業を含みます。 「製造業」には、電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。 「割賦販売小売業等」とは、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業をいいます。 (注) 「割賦販売小売業」とは、割賦販売法第 2 条第 1 項第 1 号《定義》に規定する割賦販売の方法により行う小売業をいい、「包括信用購入あっせん業」とは、同条第 3 項に規定する包括信用購入あっせん（同項第 1 号に掲げるものに限ります。）を行う事業をいい、「個別信用購入あっせん業」とは、同条第 4 項に規定する個別信用購入あっせんを行う事業をいいます。
事 業	卸 小 売 及 び 業	製 造 業	金 保 融 及 び 業	割 小 賦 売 販 業 売 等	そ 事 の 他 の 業									
分子の数	10	8	3	13	6									
「繰入限度額 ((2)×(3)) 又は ((4)×(5)) 6」	次の法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 大法人の場合 ((2)×(3)) 又は ((4)×(5)) (2) 公益法人等・協同組合等以外の中小法人の場合 「((2)×(3)) 又は ((4)×(5))」の計算は、貸倒引当金の繰入限度額を計算するときの繰入率を次のいずれによるかに応じ、それぞれ次によります。 ① 「貸倒実績率 3」による場合 ((2)×(3)) 又は ((4)×(5))	(1) 「大法人」とは、当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人、当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人で資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法												

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		②「法定の繰入率5」による場合 ((2)×(3))又は((4)×(5))	人による完全支配関係があるものなど法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人、法第4条の7に規定する受託法人及び相互会社(外国相互会社を含みます。)をいいます。 (2) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算における繰入率を「貸倒実績率3」によるか「法定の繰入率5」によるかは、法人の選択によります。
「経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額(6)×(25%、50%又は75%)7」		旧効力法第52条第2項又は第6項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合においては、次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度 (6)× 25%、50%又は 75% (2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 (6)× 25%、50%又は 75% (3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度 (6)×25%、 50%又は 75%	
「貸倒実績率の計算」の各欄	各欄共通	各欄は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率につき、令第96条第6項の規定の適用を受ける場合に記載します。	令第96条第8項の規定により同条第6項に規定する貸倒実績率を計算する場合にあっては、同項第2号に掲げる金額の計算に関する明細を別表十一(一)に記載して添付してください。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「貸倒実績率の計算」の各欄	「平成 23 年改正令附則第 5 条第 2 項の規定の適用 10」	法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人(金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人)が、平成 23 年 12 月改正令附則第 5 条第 2 項《貸倒実績率の計算の特例》の規定の適用を受ける場合には「有」を、適用を受けない場合には「無」を、それぞれ○で囲んで表示します。	平成 23 年 12 月改正令附則第 5 条第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後最初に法第 52 条第 2 項又は第 6 項の規定の適用を受ける事業年度(以下「最初適用事業年度」といいます。)の確定申告書にこの規定の適用を受ける旨の記載(「有」に○)をした場合に限り適用を受けることができます。 前期までの各事業年度(平成 23 年 12 月改正後の法第 52 条第 2 項又は第 6 項の規定の適用を受けた各事業年度に限りです。)において、「有」に○をしていない法人については、当期において「有」を選択することはできませんので、御注意ください。
	「前 3 年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 11」	当該事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(以下「前 3 年内事業年度」といいます。)分の別表十一(一の二)の「期末一括評価金銭債権の額 26」の「計」の額の合計額を記載します。 (注) 金融に関する取引に係る金銭債権を有する法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人については、当期の一括評価金銭債権の繰入限度額の計算上適用した金銭債権の範囲と同一の範囲に係る金額を記載します(以下「13」から「16」までの各欄も、同様に記載します。)	当期が設立事業年度である場合には、当期のこの明細書の「期末一括評価金銭債権の額 26」の「計」の金額を記載します。
	「令第 96 条第 6 項第 2 号イの貸倒れによる損失の額の合計額 13」	前 3 年内事業年度分の令第 96 条第 6 項第 2 号イに掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を記載します。
	「損金の額に算入された令第 96 条第 6 項第 2 号ロの金額の合計額 14」	当該事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 20」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の別表十一(一)「20」の「計」の金額を記載します。
	「損金の額に算入された令第 96 条第 6 項第 2 号ハの金額の合計額 15」	当該事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各連結事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 20」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	
	「益金の額に算入された令第 96 条第 6 項第 2 号ニの金額の合計額 16」	前 3 年内事業年度分の益金算入額のうち、前 3 年内事業年度分の別表十一(一)の「23 又は 24 に金額がある場合の 22 の金額 25」の「計」の合計額により計算した金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「一括評価金銭債権の明細」の各欄	「勘定科目」	売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等を、その勘定科目ごとに記載します。	
	「期末残高 20」	売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額（取立不能見込額として計上されている金額を含みます。）を記載します。 なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載します。	取立不能見込額が売掛債権等の種類ごとに区分されていない場合には、その取立不能見込額を「勘定科目」に「取立不能見込額」と記載し、その金額を「期末残高 20」に一括して記載します。
	「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額 21」	法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失としたもののうち税務計算上貸倒れとして認められないものがある場合に、その期末現在高を記載します。	
	「20のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額 22」	「期末残高 20」のうちに、例えば、海外投資等損失準備金の積立ての対象とした特定法人に対する債権などが含まれている場合に、その金額を記載します。	
	「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額 23」	別表十一（一）の「20」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額 6」の合計額を記載します。	
	「法第 52 条第 1 項第 3 号に該当する法人の令第 96 条第 9 項各号の金銭債権以外の金銭債権の額 24」		金融に関する取引に係る金銭債権を有する法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人のうち、旧効力法の規定の適用を受ける法人は、記載を要しませんので御注意ください。
	「実質的に債権とみられないものの額 27」	(1) 措置法第 57 条の 9 第 1 項及び措置法令第 33 条の 8 第 3 項の規定による簡便計算法（以下「簡便計算法」といいます。）を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。 (2) 簡便計算法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 32」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。	
「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄		中小法人が措置法第 57 条の 9 第 1 項及び措置法令第 33 条の 8 第 3 項の規定による簡便計算法を選択した場合に、記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額 29」	中小法人が平成 12 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において措置法第 57 条の 9 第 1 項の規定の適用を受ける場合に、平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。	平成 10 年 4 月 1 日に存する法人（同日後平成 13 年 3 月 31 日までの間に行われた合併又は適格合併に係る合併法人にあっては、当該法人及び当該合併又は当該適格合併に係る被合併法人の全て（当該合併又は当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該合併又は当該適格合併に係る被合併法人の全て）が同日に存していた合併又は適格合併に係る合併法人に限ります。）について適用があります。
「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額 30」	平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における実質的に債権とみられないものの額について、この表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 27」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。	「実質的に債権とみられないものの額」の計算につき基準年度実績によっていた場合には、改めて当年度実績によった場合に計算される金額を計算し、その計算した金額の合計額によります。

4 根拠条文

法 52、平成 23 年 12 月改正前の法 52、平成 23 年 12 月改正法附則 13、令 96～98、平成 23 年 12 月改正前の令 96～98、規則 25 の 5 、措置法 57 の 9、措置法令 33 の 8

別表十一(三) 「退職給与引当金の益金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が平成14年7月改正法附則第8条（第1項を除きます。）《退職給与引当金に関する経過措置》の規定による退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、最初に「改正事業年度」と「改正事業年度終了の時点における資本の金額又は出資金額」の各欄を記載した上で、まず、「当期取崩額に係る取崩不足額又は取崩超過額の計算」の「当期取崩額1」から「取崩超過額10」までの各欄を記載します。次に、「翌期繰越額の計算」の「期首現在額15」から「差引退職給与引当金24」までの各欄を記載してから「要支給額基準による計算」の各欄を記載します。最後に、「翌期繰越額の計算」の「上記のうち事業主が支給する期末退職給与の額を超える部分の金額25」及び「期末退職給与引当金26」と「差引取崩不足額又は取崩超過額14」の各欄を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期取崩額1」	法人計算による退職給与引当金勘定の取崩額を記載します。	
「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額2」	「当期取崩額1」のうち、前期以前に退職給与引当金繰入限度超過額などが生じたため益金の額に算入された金額が含まれている場合に、その金額を記載します。	当期の別表四で減算されている退職給与引当金繰入限度超過額などの認容額を記載します。
「改正事業年度開始の時に有する退職給与引当金勘定の金額3」	改正事業年度（平成15年3月31日以後最初に終了する事業年度をいいます。）開始の時点における税務計算上の退職給与引当金勘定の金額を記載します。 なお、法人が平成14年7月改正法の施行日（平成14年8月1日）前に分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立をいいます。以下同じです。）を行い、改正前の法第54条第4項に規定する期中退職給与引当金勘定の金額を改正事業年度の損金の額に算入した場合にあっては、その分社型分割等の時点における税務計算上の退職給与引当金勘定の金額を記載します。	
「組織再編成に伴う退職給与引当金勘定の金額の調整額4」及び「当期に組織再編成を行った場合の調整額7」	法人が組織再編成（合併、分割、現物出資又は平成22年10月1日前の事後設立）を行った場合に、その組織再編成ごとに、次の表の区分に応じそれぞれ次のとおり記載します。	これらの欄に記載する金額に関する明細をその組織再編成ごとに別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領				注 意 事 項
	法人		事業年度	取 崩 金 額	
	合 併	合 併 法 人	合併の日の属する事業年度	(4)欄 記載しません。	
				(7)欄 その合併により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、当該合併の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。	
			合併の日の属する事業年度後の各事業年度	(4)欄 その合併により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。	
				(7)欄 記載しません。	
	分割・現物出資・事後設立	分割承継法人・被現物出資法人・被事後設立法人	分割等の日の属する事業年度	(4)欄 記載しません。	
				(7)欄 その分割等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、その分割等の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。	
			分割等の日の属する事業年度後の各事業年度	(4)欄 その分割等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。	
				(7)欄 記載しません。	
		分割法人・現物出資法人・事後設立法人	分割等の日の属する事業年度	(4)欄 改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。	
				(7)欄 その分割等により移転をした使用人に係る退職給与引当金勘定の金額のうち、その事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。	
			分割等の日の属する事業年度後の各事業年度	(4)欄 改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。	
				(7)欄 記載しません。	

欄	記 載 要 領				注 意 事 項
	ただし、平成 22 年 10 月 1 日前に分割型分割が行われた場合の分割法人にあっては、次のとおり記載します。				
	法人	事業年度	取 崩 金 額		
	分割法人	分割型分割の日の属する事業年度以後の各事業年度	(4)欄	改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。	
			(7)欄	記載しません。	
「当期に取り崩すべき金額 6」	法人（「改正事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額」の金額が 1 億円を超える普通法人並びに相互会社及び外国相互会社を除きます。）の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 「改正事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額」の金額が 1 億円を超える普通法人及び相互会社（外国相互会社を含みます。）と合併をした場合 「 $(5) \times \frac{\quad}{120}$ 又は」を消し、退職給与引当金勘定の残額を取り崩します。 (2) (1)の場合以外の場合 「又は退職給与引当金勘定の残額」を消し、「 $\frac{\quad}{120}$ 」の分子には当期の月数を記載します。				改正事業年度開始の日以後 10 年を経過した日の前日の属する事業年度にあっては、退職給与引当金勘定の残額を取り崩します。
「取崩不足額 9」及び「取崩超過額 10」	「当期取崩額 1」から「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額 2」を控除した金額と「要取崩額の計算」の「計 8」の金額を比べ、取崩不足額が生じている場合には「取崩不足額 9」に、取崩超過額が生じている場合には「取崩超過額 10」に記載します。				
「当期末退職給与の要支給額のうち事業主が支給する部分の金額 12」	当期末において在職する使用人の全員がその時において自己の都合により退職したものと仮定した場合に各使用人につきその時において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額（事業主が支給する部分の金額に限ります。）を記載します。				「要支給額基準による計算」の各欄は、平成 14 年 8 月改正令附則第 5 条第 9 項第 2 号又は第 3 号《退職給与引当金に関する経過措置》の規定により平成 14 年 7 月改正法附則第 8 条第 3 項の規定の適用がないものとされる場合には記載しません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「差引取崩不足額又は取崩超過額 14」	「当期取崩額に係る取崩不足額又は取崩超過額の計算」及び「要支給額基準による計算」により計算された金額を記載します。	取崩超過額はマイナスで算出されますから御注意ください。
「期首現在額 15」	当期首現在の法人計算による退職給与引当金勘定の金額を記載します。	改正事業年度以後において有税で引き当てた退職給与引当金は含めないで記載してください。
「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額 20」	「差引期末現在額 19」のうちに、前期以前に退職給与引当金繰入限度超過額などが生じたため益金の額に算入された金額が含まれている場合に、その金額を記載します。	この金額は、別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」に記載された退職給与引当金勘定の期首現在額から、当期において別表四で申告調整として減算した退職給与引当金繰入限度超過額などの認容額である「当期中の増減」の「減②」の金額を差し引いた金額と一致します。
「期末退職給与引当金 26」		改正事業年度開始の日以後 10 年を経過した日の前日の属する事業年度にあっては、退職給与引当金勘定の残額を取り崩すことから 0 となります。 なお、計算が 0 とならない場合には、取崩不足額が生じている可能性があります。

4 根拠条文

平成 22 年改正法附則 134、平成 14 年 7 月改正法附則 8、平成 22 年改正令附則 30、平成 18 年改正令附則 37、平成 14 年 8 月改正令附則 5

別表十四(二) 「寄附金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 37 条《寄附金の損金不算入》（措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項若しくは第 2 項《認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例》（特定非営利活動促進法一部改正法附則第 10 条第 10 項《租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第 10 条第 8 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 9 条の規定による改正前の措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項《認定特定非営利活動促進法人に対する寄附金の損金算入等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は措置法第 66 条の 4 第 3 項《国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 公益法人等のうち令第 73 条第 1 項第 3 号《一般寄附金の損金算入限度額》に規定する公益法人等に該当しないものは、この明細書の「公益法人等以外の法人の場合」の各欄に記載します。

2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄附金若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず下段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除きます。）に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に、公益法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人を除きます。以下同じです。）であるかどうかの区分に応じ、上段のそれぞれの欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「支出した寄附金の額」の各欄		「支出した寄附金の額」には、仮払寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含まれません。
「完全支配関係がある法人に対する寄附金額 5」	法人との間に完全支配関係のある他の法人に対して支出した寄附金の額を記載します。	
「寄附金支出前所得金額 8」及び「寄附金支出前所得金額 30」	「6」＋「7」又は「28」＋「29」により算出される金額がマイナスとなる場合には 0 と記載します。	
「同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額 9」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令第 73 条第 1 項第 2 号に掲げる法人 同上の $\frac{\cancel{2.5} \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額 (2) (1)以外の法人 同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } \cancel{1.25}}{100}$ 相当額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末の資本金等の額 10」 から「同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当 額 12」までの各欄		普通法人、協同組合等 及び人格のない社団等の うち資本又は出資を有し ないもの、法別表第二に 掲げる一般社団法人及び 一般財団法人並びに規則 第 22 条の 4 各号に掲げる 法人（以下これらの法人 を「資本等のない法人」 といい、これら以外の法 人を「資本等のある法人」 といいます。）については、 記載する必要はありません。
「同上の月数換算額(10) × $\frac{1}{12}$ 11」	分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月 未満の端数は切り捨てます。）を記載します。	
「特定公益増進法人等に対 する寄附金の損金算入額 17」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 資本等のある法人……「2」と「16」とのうち少ない 金額 (2) 資本等のない法人……「2」と「14」とのうち少ない 金額	
「国外関連者に対する寄附 金額 19」	措置法第 66 条の 4 第 3 項の規定により損金の額に算入 されない国外関連者に対する寄附金の額を記載します。	
「同上のうち損金の額に算 入されない金額 21」	次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額 を記載します。 (1) 資本等のある法人……「20」－「13」－「17」－「18」 の金額 (2) 資本等のない法人……「20」－「9」－「17」－「18」 の金額	
「長期給付事業への繰入利 子額 25」	令第 74 条各号《長期給付の事業を行う共済組合等の寄 附金の損金算入限度額》に掲げる法人が、その長期給付の 事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期 給付の事業に繰り入れた金額を記載します。	令第 74 条各号に掲げる 法人とは次の法人をいい ます。 (1) 国家公務員共済組合 及び同連合会 (2) 地方公務員共済組合 及び全国市町村職員共 済組合連合会 (3) 日本私立学校振興・ 共済事業団

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額 31 」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 公益社団法人若しくは公益財団法人、私立学校法第3条に規定する学校法人（同法第64条第4項の規定により設立された法人で学校教育法第124条に規定する専修学校を設置しているものを含みます。）、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人を除きます。） $\frac{20又は50}{100}$ (2) (1)に掲げる法人以外の公益法人等..... $\frac{20又は50}{100}$	学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人を除きます。）については、寄附金支出前の 所得金額の $\frac{50}{100}$ 相当額と 年200万円とのいずれか多い金額を記載します。
「 国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 36 」	次に掲げる寄附金の額の合計額を記載します。 (1) 措置法第66条の4第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額 (2) 法人との間に完全支配関係のある他の法人に対して支出した寄附金の額	
「 指定寄附金等に関する明細 」の各欄	法第37条第3項第1号又は第2号に規定する国若しくは地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について同項本文の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「 特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細 」の各欄	公益法人等以外の法人が法第37条第4項に規定する寄附金について同項の損金算入限度額の特例に関する規定の適用を受ける場合（措置法第66条の11の2第1項若しくは第2項《認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例》の規定、（特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第10項《租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）、特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項《認定特定非営利活動促進法人に対する寄附金の損金算入等の特例》の規定又は法第37条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に記載します。	令第77条各号又は平成20年改正前の令第77条第1項第3号に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第24条又は平成20年改正前の規則第24条の規定による証明書を保存しておいてください。
「 その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細 」の各欄	法第37条第6項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第37条第1項の規定の適用を受ける場合は、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の4第2項に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5 根拠条文

法 37、令 73～78、規則 22 の 4～24、平成 20 年改正前の令 77、平成 20 年改正前の規則 24、措置法 66 の 4
③、66 の 11 の 2 ①、②、措置法令 39 の 23 ①

別表十五 「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第 61 条の 4《交際費等の損金不算入》又は平成 25 年改正前の措置法第 61 条の 4《交際費等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（1 人当たり 5,000 円以下の飲食費）について、同号の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので御注意ください。

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食等のために要する費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ⑤ その他参考となるべき事項

2 記載の手順

この明細書は、まず下段の「支出交際費等の額の明細」を記載し、次に上段の各欄（「1」から「4」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領		注 意 事 項
「定額控除限度額 2」	当期末における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。		資本金額等を有しない法人等については、措置法第 37 条の 4 各号《資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等》の規定により計算した金額を資本金額等とします。 法第 4 条の 7 に規定する受託法人については、定額控除限度額は「0 円」となります。
	資本金額等の区分	定額控除限度額	
	1 億円以下の法人（非中小法人等を除きます。）	(1) 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 $800 \text{ 万円} \times \frac{\text{相当額}}{12}$ (2) 平成 25 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 $600 \text{ 万円} \times \frac{\text{相当額}}{12}$	
	上記以外の法人	0 円	
	(注) 1 非中小法人等とは、資本金額等が 5 億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第 66 条第 6 項第 2 号又は第 3 号に掲げる法人に該当するものをいいます。 2 「 $\frac{\text{相当額}}{12}$ 」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。		

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「損金算入限度額（(1)と(2)のうち少ない金額）× $\frac{90}{100}$ ） 又は（(1)と(2)のうち少ない金額） 3」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 $\frac{((1)と(2)のうち少ない金額) \times \frac{90}{100}}{100}$ 又は ((1)と(2)のうち少ない金額) (2) 平成 25 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 $((1)と(2)のうち少ない金額) \times \frac{90}{100}$ 又は ((1)と(2)のうち少ない金額)	
「支出交際費等の額の明細」 の各欄	当期に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。

4 根拠条文

措置法 61 の 4、平成 25 年改正前の措置法 61 の 4、措置法令 37 の 4、37 の 5、措置法規則 21 の 18 の 4

○ 法人税申告書別表十五の記載例

当期末における資本金額等が1億円以下である法人（非中小法人等を除きます。）の法人税申告書別表十五には、当期が次のいずれの事業年度に該当するかに応じ、それぞれ次のように記載します。

(1) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度

事業年度：自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日
支出交際費等の額：10,000,000円

交際費等の損金算入に関する明細書				事業年度	25・4・1 26・3・31	法人名	
支出交際費等の額 (7の計)	1	10,000,000	円	損金算入限度額	3	8,000,000	円
				$\left((1) \text{と} (2) \text{のうち少ない金額} \times \frac{90}{100} \right)$ $\text{又は} (1) \text{と} (2) \text{のうち少ない金額}$			
定額控除限度額	2	8,000,000	円	損金不算入額		2,000,000	円
				$\left((1) \text{と} (2) \text{のうち少ない金額} \right)$			

((1)と(2)のうち少ない金額)を記載します。

(2) 平成25年4月1日前に開始した事業年度

事業年度：自 平成24年10月1日
至 平成25年9月30日
支出交際費等の額：10,000,000円

交際費等の損金算入に関する明細書				事業年度	24・10・1 25・9・30	法人名	
支出交際費等の額 (7の計)	1	10,000,000	円	損金算入限度額	3	5,400,000	円
				$\left(\left((1) \text{と} (2) \text{のうち少ない金額} \times \frac{90}{100} \right) \right)$ $\text{又は} (1) \text{と} (2) \text{のうち少ない金額}$			
定額控除限度額	2	6,000,000	円	損金不算入額		4,600,000	円
				$\left(\left((1) \text{と} (2) \text{のうち少ない金額} \times \frac{90}{100} \right) \right)$			

$\left(\left((1) \text{と} (2) \text{のうち少ない金額} \times \frac{90}{100} \right) \right)$ により計算した金額を記載します。

別表十六(一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第 63 条第 2 項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表又は規則第 27 条の 14 後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載します。

この場合、その記載に当たっては、「構造 2」から「耐用年数 6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額 10」から「積立金の期中取崩額 12」まで、「損金に計上した当期償却額 14」、「前期から繰り越した償却超過額 15」、「残存価額 17」、「差引取得価額×5% 18」、「旧定額法の償却率 20」、「定額法の償却率 26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第 46 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、御注意ください。

- (4) 平成 18 年 4 月 1 日以後に取得等をした資産でその取得価額が 30 万円未満であるものについて、措置法第 67 条の 5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

2 各欄の記載要領

この明細書は、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産 ((2)の資産に該当するものを除きます。) の「34」の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」及び「37」の金額を記載できます。

(注) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- イ 「評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等をいいます。
- ロ 「期中評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 4 号に規定する期中評価換え等をいいます。
- ハ 「期末評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等のうち、同項第 4 号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。
- ニ 「民事再生等評価換え」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ロに規定する民事再生等評価換えをいいます。
- ホ 「連結時価評価」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ハに規定する連結時価評価をいいます。
- ヘ 「非適格株式交換等時価評価」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ニに規定する非適格株式交換等時価評価をいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類 1」、「構造 2」及び「細目 3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造 2」に記載してください。	
「取得年月日 4」	その資産の取得年月日を記載します。 令第 55 条第 4 項又は第 5 項《資本的支出の取得価額の特例》の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用を受けた最初の事業年度開始の日を記載します。	
「事業の用に供した年月 5」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「耐用年数 6」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める耐用年数を記載します。	
「取得価額又は製作価額 7」	(1) 次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次により記載します。 イ 令第 55 条第 4 項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける同項に規定する旧減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）の帳簿価額と同項に規定する追加償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）の帳簿価額との合計額を記載します。 ロ 同条第 5 項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける追加償却資産の帳簿価額の合計額を記載します。 (2) 減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。 イ 当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「各事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた減価償却資産……その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）後の各事業年度 ロ 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度	1 評価換え等に係る外書の金額の記載は、次の場合に行います。 (1) 期末評価換え等が平成 16 年 4 月 1 日以後に行われた場合 (2) 期中評価換え等のうち、法第 25 条第 2 項に規定する法律の規定に従って行う評価換え又は民事再生等評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1)によります。） (3) 期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合 2 評価換え等のうち連結時価評価に係る外書金額の記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度等において行います。
「圧縮記帳による積立金計上額 8」	圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金（確定した決算において積み立てたもの（決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。）をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下同じです。）に計上した場合に、その積立金に計上した金額のうち、損金の額に算入された金額を記載します。	
「差引取得価額 9」	(1) 「7」の外書金額がある場合には、その金額を含めて計算します。 (2) 当期以前の各事業年度等において令第 57 条第 1 項《耐用年数の短縮》の承認を受けた減価償却資産（平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等において同年 6 月 30 日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。）については、その承認を受けた日の属する事業年度等のこの明細書の「9」の金額からその明細書の「16」の金額を控除した金額を「差引取得価額 9」の上段に内書として記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額 10」	法人計算の期末帳簿価額を記載します。	
「期末現在の積立金の額 11」 及び「積立金の期中取崩額 12」	圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年 4 月 30 日以前に終了した事業年度において平成 18 年改正前の令第 80 条《国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法》等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年 5 月 31 日以前に開始した事業年度において昭和 42 年改正前の法第 31 条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法》の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。	
「差引帳簿記載金額 13」	(1) 当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき連結時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から連結時価評価が行われた事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。 (2) 当期において、減価償却資産につき民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。	
「前期から繰り越した償却超過額 15」	(1) 法第 31 条第 5 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、その帳簿記載等差額を、この欄の上段に外書として記載します。 ① 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格組織再編成」といいます。）により移転を受けた減価償却資産（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。）……その適格組織再編成の日の属する事業年度 ② 合併、分割、現物出資又は現物分配（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた減価償却資産……その合併等の日の属する事業年度 ③ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その民事再生等評価換えが行われた事業年度 ④ 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その時価評価が行われた事業年度の	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項															
	翌事業年度 ⑤ 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度 (2) 前期の「差引合計翌期への繰越額 41」に外書の金額がある場合には、前期の「41」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。																
「合計 16」	「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。																
「残存価額 17」	平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産について、次により記載します。 (1) 有形減価償却資産（坑道を除きます。）については、「差引取得価額 9」の金額の 10 %に相当する金額を記載します。 (2) 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第九で定める割合により計算した金額（牛及び馬については、その金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）を、別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道については 0 と記載します。																
「差引取得価額 × 5 % 18」	有形減価償却資産についてのみ、「差引取得価額 9」の金額の 5 %に相当する金額を記載します。	1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。															
「平成 19 年 3 月 31 日以前取得分」の各欄	減価償却資産が生物である場合の次の各欄は、それぞれ次により読み替えて記載します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当欄</th><th>読み替え後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(16) > (18) の場合</td><td>(16) > (17) の場合</td></tr> <tr> <td>計 23</td><td>(21) + (22) 又は (16) - (18)</td><td>(21) + (22) 又は (16) - (17)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(16) ≤ (18) の場合</td><td>(16) ≤ (17) の場合</td></tr> <tr> <td>算出償却額 24</td><td>(18) - 1 円) × $\frac{\quad}{60}$</td><td>(17) - 1 円) × $\frac{\quad}{60}$</td></tr> </tbody> </table>	該当欄		読み替え後	(16) > (18) の場合		(16) > (17) の場合	計 23	(21) + (22) 又は (16) - (18)	(21) + (22) 又は (16) - (17)	(16) ≤ (18) の場合		(16) ≤ (17) の場合	算出償却額 24	(18) - 1 円) × $\frac{\quad}{60}$	(17) - 1 円) × $\frac{\quad}{60}$	
該当欄		読み替え後															
(16) > (18) の場合		(16) > (17) の場合															
計 23	(21) + (22) 又は (16) - (18)	(21) + (22) 又は (16) - (17)															
(16) ≤ (18) の場合		(16) ≤ (17) の場合															
算出償却額 24	(18) - 1 円) × $\frac{\quad}{60}$	(17) - 1 円) × $\frac{\quad}{60}$															
「旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 19」	「差引取得価額 9」の金額から「残存価額 17」の金額を控除した金額を記載します。 なお、「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除して計算します。																
「旧定額法の償却率 20」	耐用年数省令別表第八に掲げる定額法の償却率を使用せずに、耐用年数省令別表第七に掲げる旧定額法の償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令別表第七に掲げる償却率（耐用年数省令第 4 条第 2 項《事業年度が 1 年未満の場合の旧定額法の償却率》の規定の適用を受ける場合には、同条第 1 項に規定する旧定額法の償却率に当期の月数を乗じて 12 で除した償却率）を記載します。	月数は暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。 耐用年数省令第 4 条第 2 項の規定により計算した旧定額法の償却率は、小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。															

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「算出償却額 21」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $(19) \times (20) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	月数は暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。
「増加償却額 22」	令第 60 条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第 20 条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「算出償却額 21」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	この場合には、令第 60 条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「計 23」	次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 「16」－「21」＋「22」の金額が「18」の金額を上回る場合 $(21) + (22) \text{ 又は } (16) - (18)$ (2) 「16」－「21」＋「22」の金額が「18」の金額以下となる場合 $(21) + (22) \text{ 又は } (16) - (18)$	
「算出償却額 24」	分子の空欄には、当期の月数を記載します。 計算した金額が「16」の金額から 1 円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「定額法の償却額計算の基礎となる金額 25」	「差引取得価額 9」の金額を記載します。 なお、「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除した金額を記載します。	
「定額法の償却率 26」	耐用年数省令別表第八に掲げる償却率（耐用年数省令第 5 条第 2 項《事業年度が 1 年未満の場合の定額法の償却率》の規定の適用を受ける場合には、同条第 1 項に規定する定額法の償却率に当期の月数を乗じて 12 で除した償却率）を記載します。	月数は暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。 耐用年数省令第 5 条第 2 項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。
「算出償却額 27」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $(25) \times (26) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。 月数は暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「増加償却額 28」	令第 60 条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第 20 条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「算出償却額 27」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	この場合には、令第 60 条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「計 29」	計算した金額が「16」の金額から 1 円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	
「租税特別措置法適用条項 31」	措置法又は震災特例法による特別償却に関する規定又は割増償却に関する規定の適用を受ける場合に、条文番号等を上段に記載します。 また、その特別償却率又は割増償却率を「()」に記載します。 なお、震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合には、震災特例法の適用条項を記載します。	
「特別償却限度額 32」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」	(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書として記載します。 なお、「32」には、措置法第 52 条の 3《準備金方式による特別償却》の規定により特別償却準備金として積み立てたものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載します。 (2) 「33」には、青色申告法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前 1 年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。 なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第 52 条の 2 第 5 項《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》に規定する合併等特別償却不足額（以下「合併等特別償却不足額」といいます。）があるときは、その金額を記載します。 (3) 「32」又は「33」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ次により記載します。 イ 「30」に「23」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」の金額から「18」の金額及び「23」の金額を控除した金額を限度として記載します。 ロ 「30」に「24」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、記載する必要はありません。 ハ 「30」に「29」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」の金額から「29」の金額及び 1 円を控除した金額を限度として記載します。	この外書の金額は、別表十六（九）「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額 8」へ移記します。
「当期償却額 35」	償却費として損金経理をした金額を記載します。	特別償却準備金として積み立てた金額は、償却費として損金経理をした金額ではありません。
「前期からの繰越額 38」	「前期から繰り越した償却超過額 15」の金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「償却不足によるもの 39」	当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「積立金取崩しによるもの 40」	当期に圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金を取り崩し、益金の額に算入した場合において、その積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額（当期に生じた償却超過額を含みます。）があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「差引合計翌期への繰越額 41」	「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。 また、減価償却資産につき連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり評価換え等のうち連結時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その連結時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、その評価損の金額とその減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書として記載します。 この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)又は別表五の二(一)付表一の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。	
「特別償却不足額」の各欄	青色申告法人又は震災特例法による特別償却に係る特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。	
「当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 43」	当期末以前 1 年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。	
「当期分不足額 46」	「合計 34」の金額から「当期償却額 35」の金額及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」の金額又は「償却不足によるもの 39」の金額を控除した金額と、「特別償却限度額 32」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 47」	適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額の金額を記載します。	

3 付表の添付

措置法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表の用紙は税務署の窓口を用意してありますので、御利用ください。

4 証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は平成 25 年 4 月 1 日現在の法令に基づいています。

特 別 償 却 の 種 類	該 当 条 項	必 要 と さ れ る 証 明 書 等	保存要件	添付要件
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成 23 年 12 月改正前の措置法 42 の 5 ①四	平成 23 年 12 月改正前の措置法規則 20 の 2 ③に規定する証明に係る書類		○
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	措置法 42 の 5 ①一イ	措置法規則 20 の 2 ③に規定する書類の写し		○
	措置法 42 の 5 ①二	措置法規則 20 の 2 ②に規定する証明に係る書類		○
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	措置法 42 の 12 の 3 ①	措置法規則 20 の 8 ①に規定する証明に係る書類		○
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	措置法 43 の 2 ①	措置法令 28 の 2 ①二に規定する証明に係る書類	○	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	措置法 44 の 4 ①	措置法規則 20 の 14 ①に規定する書類の写し		○
	措置法 44 の 4 ②	措置法規則 20 の 14 ②に規定する書類の写し		○
特定高度通信設備の特別償却	平成 25 年改正前の措置法 44 の 5 ①	平成 25 年改正前の措置法規則 20 の 15 の 2 に規定する書類の写し		○
特定信頼性向上設備の特別償却	措置法 44 の 5 ①	措置法令 28 の 8 ②に規定する証明に係る書類		○
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	措置法 46 ①	割増償却の対象とされる資産が車両及び運搬具に該当する場合は、措置法令 29 ②に規定する証明に係る書類	○	
		措置法令 29 ④及び⑤に規定する証明に係る書類	○	

特 別 償 却 の 種 類	該 当 条 項	必 要 と さ れ る 証 明 書 等	保 存 要件	添 付 要件
支援事業所取引金額が増加した場合の 三年以内取得資産の割増償却	措置法46の2①	措置法規則20の18⑩に規定する書類	○	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	措置法46の3①	措置法規則20の19に規定する書類		○
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年6月改正 前の措置法46の4①	平成23年6月改正前の措置法規則20の 19②に規定する書類(割増償却の適用 を受ける最初の事業年度のみ)		○
農業経営改善計画等を実施する法人の 機械等の割増償却	平成19年改正前の 措置法46の3①一	平成19年改正前の措置法規則20の19① 一に規定する書類		○
	平成19年改正前の 措置法46の3①二	平成19年改正前の措置法規則20の19① 二に規定する書類		○
	平成19年改正前の 措置法46の3①三	平成19年改正前の措置法規則20の19① 三に規定する書類		○
	平成19年改正前の 措置法46の3①四	平成19年改正前の措置法規則20の19① 四又は五に規定する書類		○
	平成19年改正前の 措置法46の3①一 から四まで共通	平成19年改正前の措置法規則20の19④ に規定する書類の写し(割増償却の適 用を受ける最初の事業年度のみ)		○
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割 増償却	措置法47①	措置法規則20の20に規定する書類の写 し(割増償却を受ける最初の事業年度 のみ)		○
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	平成23年6月改正 前の措置法47①	平成23年6月改正前の措置法規則20の 20②に規定する書類		○
	平成22年改正前の 措置法47③	平成22年改正前の措置法規則20の20③ に規定する書類		○
優良賃貸住宅等の割増償却	平成22年改正前の 措置法47①	平成22年改正前の措置法規則20の20② に規定する書類		○
特定再開発建築物等の割増償却	措置法47の2①	措置法規則20の21④に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年 度のみ)		○
	平成25年改正前の 措置法47の2①(平 成25年改正前の措 置法47の2③一～ 三の建築物に限り ます。)	平成25年改正前の措置法規則20の21④ 一～三に規定する書類(割増償却の適 用を受ける最初の事業年度のみ)		○
	平成23年6月改正 前の措置法47の2 ①(平成23年6月改 正前の措置法47の 2③三の建築物に 限ります。)	平成23年6月改正前の措置法規則20の 21⑤三に規定する書類(割増償却の適 用を受ける最初の事業年度のみ)		○
倉庫用建物等の割増償却	措置法48①	措置法規則20の22に規定する書類(割 増償却の適用を受ける最初の事業年度 のみ)		○

5 根拠条文

法 31、令 48、48 の 2、55 ～ 63、規則 9 の 3 ～ 21 の 2、27 の 14、耐用年数省令、措置法 42 の 5 ①、42 の 6 ①、42 の 11 ①、43 ～ 48、52 の 3、67 の 5、措置法令 27 の 5、27 の 6、27 の 11、28 ～ 30、措置法規則 20 の 2、20 の 3、20 の 15 ～ 20 の 22

別表十六(二) 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。
この場合、措置法による特別償却を行うものについて、この明細書により記載するほか所定の証明書等が必要とされることは、別表十六(一)の場合と同様です。
- (2) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第63条第2項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「差引取得価額×5%19」、「旧定率法の償却率20」、「定率法の償却率25」、「保証率27」、「改定償却率30」、「翌期への繰越額の内訳」の「49」及び「50」の各欄の記載は必要ありません。
- (3) 平成18年4月1日以後に取得等をした資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

2 各欄の記載要領

この明細書は、おおむね別表十六(一)の各欄に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、次のとおりです。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「差引取得価額9」	当期以前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「各事業年度等」といいます。）において令第57条第1項《耐用年数の短縮》の承認を受けた減価償却資産（平成23年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）において同年6月30日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。以下「短縮特例承認資産」といいます。）については、その承認を受けた日の属する事業年度等のこの明細書の「9」の金額からその明細書の「18」の金額を控除した金額を「差引取得価額9」の上段に内書として記載します。	
「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」	前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額（以下「合併等特別償却不足額」といいます。）がある場合に記載します。	
「償却額計算の基礎となる金額18」	「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(16)>(19)の場合」の各欄	「16」の金額が「19」の金額を上回る場合であっても、「18」の金額が「19」の金額以下であるときは、記載しません。	この場合には、「24」も記載しません。
「旧定率法の償却率 20」	耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項《事業年度が1年未満の場合の旧定率法の償却率》)の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当期の月数で除して得た耐用年数に対応する同条第1項に規定する旧定率法の償却率)を記載します。	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。 除して得た年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
「計 23」	次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 「18」－(「21」＋「22」)の金額が「19」の金額を上回る場合 $(21) + (22) \text{ 又は } ((18) - (19))$ (2) 「18」－(「21」＋「22」)の金額が「19」の金額以下となる場合 $-(21) + (22) \text{ 又は } ((18) - (19))$	
「算出償却額 24」	分子の空欄には、当期の月数を記載します。 計算した金額が「18」の金額から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「定率法の償却率 25」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令第5条第2項《事業年度が1年未満の場合の定率法の償却率等》の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を本書として記載し、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を上段に括弧書として記載します。	この場合の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「調整前償却額 26」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によります。 (1) 当期の中途に事業の用に供した資産がある場合 次の算式により計算した金額を記載します。 $(18) \times (25) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$ (2) 当期が1年未満の場合 「18」の金額に「25」の本書の償却率を乗じて計算した金額(当期の中途に事業の用に供した資産がある場合には、更に当期の事業供用月数を乗じて当期の月数で除した金額)を本書として記載し、「18」の金額に「25」の上段の括弧書の償却率を乗じて計算した金額を上段に括弧書として記載します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「保証率 27」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる保証率を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「償却保証額 28」	「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除して計算します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「改定取得価額 29」	前期の「29」に金額の記載がある場合にはその金額を記載し、同欄に金額の記載がない場合には「償却額計算の基礎となる金額 18」の金額を記載します。 前期の「29」の金額の移記に当たっては、当期に評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次の評価換え等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業年度等において、その増額された金額を加算した金額を記載します。 (1) 期中評価換え等が行われた場合 その期中評価換えが行われた事業年度等 (2) 期中評価換え等以外に評価換え等が行われた場合 その評価換え等が行われた事業年度等の翌期以後の各事業年度等	
「改定償却率 30」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令第5条第4項《事業年度が1年未満の場合の改定償却率》の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を記載します。	月数は暦に従って計算し、1円未満の端数は切り上げます。
「改定償却額 31」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $((29) \times (30)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	月数は暦に従って計算し、1円未満の端数は切り上げます。
「定率法の償却率 25」から「改定償却額 31」までの各欄	短縮特例承認資産について、その承認を受けた日の属する事業年度等の別表十六(二)「調整前償却額 26」の金額が同表「差引取得価額 9」の金額に同表「保証率 27」の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、「定率法の償却率 25」から「償却保証額 28」までの各欄には記載せず、「(26) < (28) の場合」の各欄に記載します。 この場合には、「(26) < (28) の場合」の各欄は次により記載します。 (1) 「改定取得価額 29」は、その承認を受けた日の属する事業年度等の別表十六(二)「償却額計算の基礎となる金額 18」の金額から1円を控除した金額を記載します。 (2) 「改定償却率 30」は、当期の月数を当該短縮特例承認資産の令第57条第1項に規定する未経過使用可能期間の月数で除した割合を記載します。	
「増加償却額 32」	令第60条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「調整前償	この場合には、令第60条の届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用し

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	却額 26」の本書の金額又は「改定償却額 31」の金額にその割合を乗じた金額を記載します。	たことを証する書類を保存していなければなりません。
「計 33」	計算した金額が「18」の金額から 1 円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。 なお、算式中「(26)」の金額については、当期の途中で事業の用に供した資産がある場合又は当期が 1 年未満の場合には、「調整前償却額 26」の本書の金額によって計算します。	
「特別償却限度額 36」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 37」	(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書として記載します。 なお、「36」には、措置法第 52 条の 3《準備金方式による特別償却》の規定により特別償却準備金として積み立てたものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載します。 (2) 「37」には、青色申告法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前 1 年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。 なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で合併等特別償却不足額があるときは、その金額を記載します。 (3) 「36」又は「37」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ次により記載します。 イ 「16」の金額が「19」の金額を上回るが「18」の金額が「19」の金額以下であるために「23」の金額の記載がない場合 「36」には記載せず、「37」に「16」の金額から「19」の金額を控除した金額を記載します。 ロ 「34」に「23」の金額が記載されている場合 「36」又は「37」の各欄は、「16」の金額から「19」の金額及び「23」の金額を控除した金額を限度として記載します。 ハ 「34」に「24」の金額が記載されている場合 「36」又は「37」の各欄は、記載する必要はありません。 ニ 「34」に「33」の金額が記載されている場合 「36」又は「37」の各欄は、「16」の金額から「33」の金額及び 1 円を控除した金額を限度として記載します。	この外書の金額は、別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額 8」へ移記します。

3 付表の添付

別表十六(一)に同じです。

4 証明書等の添付

別表十六(一)に同じです。

5 根拠条文

別表十六(一)に同じです。

別表十六(六) 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

- イ この明細書は、令第64条第1項第2号《繰延資産の償却限度額》の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- ロ 繰延資産の償却に関する明細書の提出について、令第67条第2項《繰延資産の償却に関する明細書の添付》の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》の規定の適用を受けて、明細書の代わりに同条に規定する合計額を記載した書類を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄の記載は必要ありません。

(2) 各欄の記載要領

この明細書は、繰延資産の種類区分ごとに、かつ、償却期間の異なるごとに別行に記載します。また、種類及び償却期間が同じであっても、当期に支出したものは別行で記載してください。

注 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- (イ) 「評価換え等」とは、令第48条第5項第3号に規定する評価換え等をいいます。
- (ロ) 「期中評価換え等」とは、令第48条第5項第4号に規定する期中評価換え等をいいます。
- (ハ) 「期末評価換え等」とは、令第48条第5項第3号に規定する評価換え等のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「繰延資産の種類1」	例えば「公共的施設負担金」、「共同的施設負担金」、「建物賃借権利金」等のように、その支出の費目を記載します。	
「支出した年月2」	当期の途中で支出した繰延資産となる費用について別行として記載する場合に、その支出した年月を記載します。	
「支出した金額3」	繰延資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる繰延資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄にその評価換え等の直後の帳簿価額を記載します。 (1) 当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「各事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた繰延資産……その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）後の各事業年度 (2) 当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度	1 評価換え等に係るこの欄の記載は、次の場合に行います。 (1) 期末評価換え等が平成16年4月1日以後に行われた場合 (2) 期中評価換え等のうち、法第25条第2項に規定する法律の規定に従って行う評価換え（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1)によります。）又は民事再生

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		等評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合 (3) 期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合 2 評価換え等のうち連結時価評価に係るこの欄の記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において行います。
「償却期間の月数 4」	(1) その繰延資産の支出の効果の及ぶ期間の年数に 12 を乗じた月数を記載します。 (2) その繰延資産につき、評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる各事業年度において、それぞれ次の月数を記載します。 イ 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度……償却期間のうち期末評価換え等が行われた事業年度等終了の日後の期間の月数 ロ 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度……償却期間のうち期中評価換え等が行われた事業年度等開始の日（当該事業年度等がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度等である場合には同日とし、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格組織再編成」といいます。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から引継ぎを受けた日の属する事業年度等である場合にはその適格組織再編成の日）以後の期間の月数	支出の効果の及ぶ期間に 1 年未満の端数がある場合には、その 1 年未満の端数は切り捨てます。
「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」	(1) 当期中のその繰延資産の償却期間の月数（当期が支出した事業年度であるときは、支出した月から当期末までの月数とし、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産についてその適格組織再編成の日の属する事業年度の償却限度額を計算する場合には、その適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。 (3) 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。 (4) 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	年度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。	
「前期からの繰越額 10」	法第 32 条第 7 項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する繰延資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度においてその帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。 (1) 適格組織再編成により移転を受けた繰延資産（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。）……その適格組織再編成の日の属する事業年度 (2) 合併、分割、現物出資、現物分配（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた繰延資産……その合併等の日の属する事業年度 (3) 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産……その民事再生等評価換えが行われた事業年度 (4) 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 (5) 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度	
「同上のうち当期損金認容額 11」	当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「翌期への繰越額 12」	「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

(3) 根拠条文

法 32、令 64～67

2 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書の用途は、令第64条第1項第1号《創立費等の償却》の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期までに償却した金額 15」	当期前の各事業年度等において、期末評価換え等が行われた繰延資産又は当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産にあっては、その期末評価換え等又は期中評価換え等によりその帳簿価額が減額された金額を、この欄の上段に外書として記載します。	
「期末現在の帳簿価額 17」	「15」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

(3) 根拠条文

法 32、令 64

別表十六(七) 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等が、措置法第 67 条の 5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額は 300 万円を超えることはできません。したがって、少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円（当期が 1 年に満たない場合には 300 万円を 12 で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）に達するまでの少額減価償却資産を記載していき、その取得価額の合計額が当該 300 万円を超えないようにしてください。

(注) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（次表の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

中 小 企 業 者 の 判 定									
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模株主等の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額			
常時使用する従業員の数	b	人	大規模株主等の明細	1		g			
大規模株主等の保有割合	c		大規模株主等の明細			h			
第 1 順位株式数又は出資金の額 (g)	c		大規模株主等の明細			i			
保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%	大規模株主等の明細			j			
大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e		大規模株主等の明細			j			
保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%	大規模株主等の明細			k			
計 (g)+(h)+(i)+(j)									
この表の各欄は、少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。									
1 「保有割合 d」が 50%以上となる場合又は「保有割合 f」が 3 分の 2 (66.666…%) 以上となる場合には、この制度の適用はありませんので御注意ください。									
2 「大規模株主等の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。									

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類 1」、「構造 2」及び「細目 3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造 2」に記載してください。	
「事業の用に供した年月 4」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 6」	法第 42 条から第 49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 8」	各「7」の合計額を記載します。	

3 根拠条文

措置法 67 の 5、措置法令 39 の 28

別表十六(八) 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が一括償却資産について令第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「事業の用に供した事業年度又は連結事業年度1」	一括償却資産を事業の用に供した事業年度又は連結事業年度を、左の欄から早い順に記載します。	
「同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額2」	事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額(以下「一括償却対象額」といいます。)を記載します。	法人が事業の用に供した取得価額が20万円未満の減価償却資産のうち、どの減価償却資産を一括償却の対象にするかは、法人の選択によります。 なお、一括償却の対象とする場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書又は中間申告書(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結確定申告書又は連結中間申告書)に一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存していることが必要です。
「当期の月数3」	(1) 当期の月数を記載します。 なお、仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度においては6月ではなく当期の月数を記載し、翌期以後の事業年度においては6月と記載します。 (2) 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下「適格組織再編成」といいます。)により引継ぎを受けた一括償却資産についてその適格組織再編成の日の属する事業年度の損金算入限度額を計算する場合は、その適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。	事業の用に供した日以後の月数ではありません。
「当期損金経理額5」	一括償却対象額につき当期において損金経理をした金額を記載します。	
「前期からの繰越額8」	前期のこの明細書の「翌期への繰越額10」の金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 同上のうち当期損金認容額 9 」	当期に損金算入不足額がある場合において、前期から繰り越された損金算入限度超過額があるときは、その損金算入不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。	

3 根拠条文

令 133 の 2

別表十六(九) 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》（震災特例法第18条の6第1項前段《準備金方式による特別償却》）の規定により同法の特別償却又は割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(五)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

この明細書の記載に当たっては、その特別償却の規定の適用を受ける各特別償却対象資産別に「1」から「28」までの各欄を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期積立額 7」	当期において特別償却準備金として積み立てた金額を記載します。	税効果会計を採用している場合には、その特別償却準備金に係る税効果相当額を含めた金額を記載してください。
「当期の特別償却限度額 8」	別表十六(一)から別表十六(五)までの「特別償却限度額」の外書の金額をその特別償却の種類ごとに合計した金額を記載します。	
「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 9」	前期分のこの表の「差引翌期への繰越額 16」の金額又は適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格合併等」といいます。）により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額を記載します。	
「当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 15」	当期末以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度又は連結事業年度において生じた積立不足額又は適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額で当期末までに積立ての対象とされなかった金額を記載します。	
「合併等特別償却準備金積立不足額 21」	適格合併等により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額を記載します。	
「期首特別償却準備金の金額 24」	前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額 27」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。	
「均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{\text{84、60又は(耐用年数} \times \text{12)}}{25}$ 」	当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。 (1) 「$(23) \times \frac{\text{84、60又は(耐用年数} \times \text{12)}}{25}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(2) 「$\frac{(23)}{84、60 \text{ 又は } (耐用年数 \times 12)}$」の分母は、特別償却対象資産の法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。 (法定耐用年数) (分母の月数) イ 2年……………24 ロ 3年……………36 ハ 4年……………48 ニ 5年、6年、7年、 8年又は9年……………60 ホ 10年以上……………84 (3) 個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額（措置法第52条の3第6項第3号による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。	

4 添付書類

措置法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

5 根拠条文

措置法 52 の 3

別表十八 「法第七十一条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、普通法人が中間申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
「修正・更正・決定の年月日」		当期首以後6月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
「前事業年度の法人税額」の各欄	「法人税額」	前期の別表一(一)の「13」の金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。 ① 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除きます。)の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「12」の金額を記載します。 ② 連結親法人が特定の医療法人の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の「10」の金額を記載します。	
	「同上のうち土地譲渡税額及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」	前期に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一(一)の「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。	
「月数換算」		「同上の税額× $\frac{6}{\text{分母}}$ 」の分母の空欄には、前期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	

(注) 法第71条第2項又は第3項《中間申告》の規定の適用を受ける場合には、被合併法人名、適格合併の日、合併の日の前日の属する被合併法人の事業年度又は連結事業年度、同条第2項第1号若しくは第2号又は第3項に規定する被合併法人の確定法人税額等を別紙に記載して添付してください。

3 根拠条文

法71、145、規則31

